

共通編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

第1 趣旨

桶川市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、桶川市の地域に係る災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため必要な事項を定めるものとする。

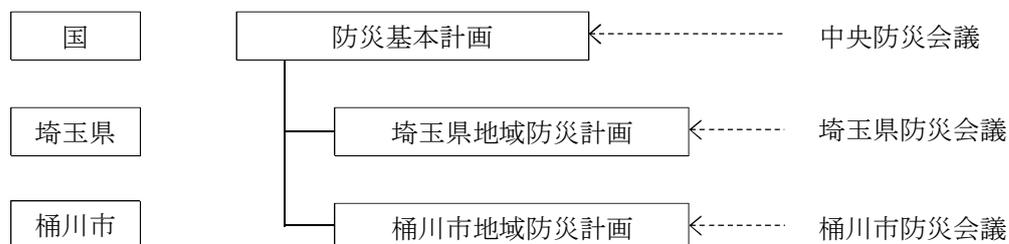
- 1 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (6) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第2 計画の策定体制

1 地域防災計画の策定

市は、桶川市防災会議を設置し、桶川市地域防災計画を策定する。また、桶川市防災会議は桶川市地域防災計画に必要な応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と地域防災計画の体系は、次のとおりである。



2 市防災会議

防災会議の組織及び運営については、関係法令、「桶川市防災会議条例」、「桶川市防災会議に関する規程」に定めるところによる。

なお、その任務等については、次のとおりである。

(1) 所掌事務

- ① 桶川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ ②の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(2) 庶務

防災会議の庶務は、環境経済部安心安全課において処理する。

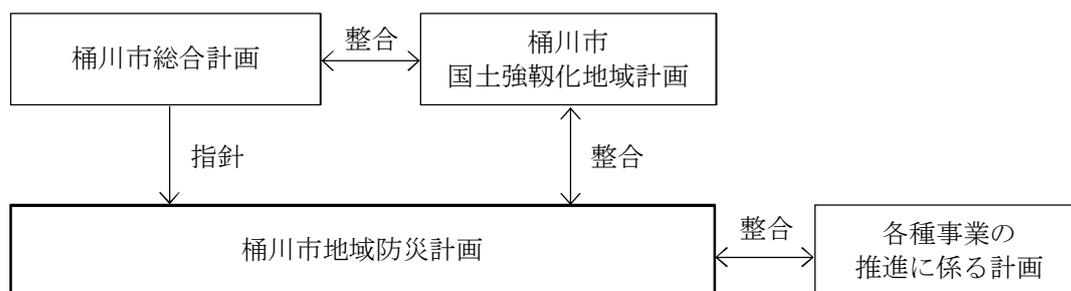
資料編 ○桶川市防災会議委員名簿
○桶川市防災会議条例
○桶川市防災会議に関する規程

3 桶川市総合計画及び国土強靱化地域計画等との関係

桶川市地域防災計画は、桶川市総合計画を指針とし、桶川市国土強靱化地域計画と整合しつつ、総合的な防災体制を確立するものである。

また、市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図るものとする。

図表 1-1 桶川市総合計画及び桶川市国土強靱化地域計画との関係



第3 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 多様な視点

市は防災に関する政策・方針決定過程や災害現場において女性、障害者、性的マイノリティ (LGBTQ)

など多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

3 広域的な視点

県、他市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

4 人的ネットワークの強化

市及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平常時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

5 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6 計画の効果的推進に向けた取組

桶川市地域防災計画を効果的に推進するため、市は次の点に留意して取組を進めるものとする。

- ・桶川市地域防災計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・桶川市地域防災計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

市は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第4 防災対策の基本方針

桶川市は、次に挙げる基本方針の下、防災対策に取り組むものとする。

1 「減災」の考え方によるハード・ソフト両面での対策

災害の発生を未然に防ぐことはできないという前提に立って、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせることで災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を重視する。

2 自助・共助の強化

大規模災害が発生した場合は、行政自体が被害を受け、行政機能が低下する可能性もある。市は「公助」の役割とその限界を踏まえつつ、市民一人ひとりが自らの生命、安全を自ら守る「自助」、地域の人々や企業、ボランティア、団体等が協働して地域の安全を守る「共助」の理念やそれぞれの役割に関する啓発等を推進し、自助・共助体制の強化を図る。

3 広域応援・受援体制の整備

大規模災害時には、単独の自治体の防災体制のみでは、災害のすべてに対応できないことが予想さ

れる。こうした事態に備えて、県、他市町村及び防災関係機関との広域応援・受援体制を整備する。

第5 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 市 | 桶川市 |
| 2 市防災計画 | 桶川市地域防災計画 |
| 3 県 | 埼玉県 |
| 4 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 5 市本部 | 桶川市災害対策本部 |
| 6 県本部 | 埼玉県災害対策本部 |
| 7 災対法 | 災害対策基本法 |
| 8 救助法 | 災害救助法 |

第3 人口

市統計による令和4年1月1日現在の市の人口は74,822人で、平成20年以降75,000人台で推移していたが減少に転じた。65歳以上の高齢者は22,315人で、高齢化率は29.8%となっている。

外国人は令和4年1月1日現在、914人で、国籍は中国が282人、ベトナムが196人、韓国・朝鮮が85人などとなっている。

令和2年国勢調査による15歳以上の市民65,712人のうち、他市区町村での従業・通学者は26,631人で、そのうち13,367人が鉄道利用者である。一方、従業・通学のために市に流入している15歳以上の人は14,287人で、そのうち鉄道利用者は2,375人である。

図表1-3 年齢3区分人口(令和4年1月1日現在)

区分	合計	男性	女性
人口総数	74,822	37,026	37,796
0～14歳	8,421	4,329	4,092
15～64歳	44,086	22,694	21,392
65歳以上	22,315	10,003	12,312
65～74歳(再掲)	10,578	5,019	5,559
75歳以上(再掲)	11,737	4,984	6,753

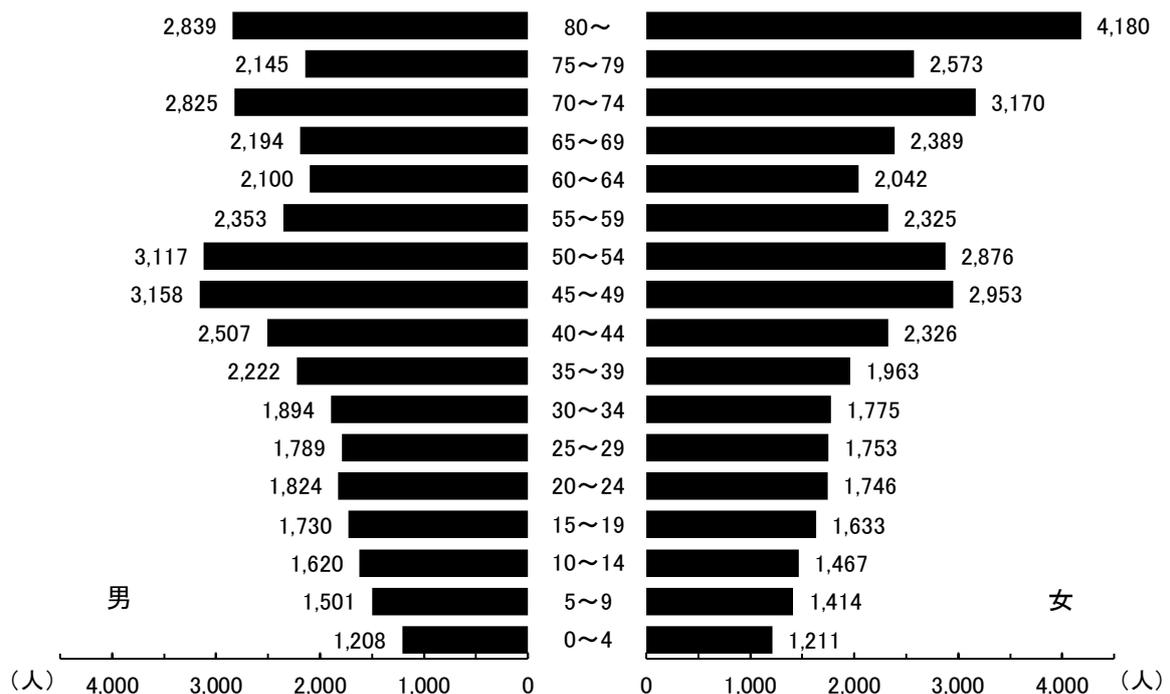
資料：住民基本台帳
(町(丁)別・年齢別人口集計表)

図表1-4 外国人人口(令和4年1月1日現在)

国籍	人数
韓国・朝鮮	85
中国	282
米国	14
ブラジル	12
フィリピン	76
ペルー	13
ベトナム	196
その他	236
合計	914

資料：住民基本台帳

図表1-5 人口ピラミッド(令和4年1月1日現在)



資料：住民基本台帳

図表 1-6 就業・通学先別人口

市民の就業・通学先	合計	うち鉄道利用あり	うち鉄道利用なし
自宅外に就業・通学している桶川市民（15歳以上）	35,884	13,533	22,351
うち桶川市内で就業・通学	9,253	166	9,087
うち他市区町村で就業・通学	26,631	13,367	13,264

市内での就業・通学者の流入元	合計	うち鉄道利用あり	うち鉄道利用なし
桶川市内（自宅外）で就業・通学している15歳以上の人	24,536	2,770	21,766
うち市民	10,249	395	9,854
うち市民以外	14,287	2,375	11,912

資料：令和2年国勢調査

第4 土地利用と都市基盤

市は、昭和30年に中山道桶川宿の宿場町として発展した旧桶川町、農村地域である東部の旧加納村、西部の旧川田谷村が合併し、昭和45年11月に市制施行した。

市の中央部は、JR高崎線の両側それぞれ2km圏が市街化区域となっており、いわゆる首都圏のベッドタウンとして戸建てやマンション等の住宅地が広がっているほか、桶川駅周辺や国道17号沿線を中心に商業施設が立地している。農地はほとんどない。また、市北部の高崎線沿線から北本市にかけてまとまった工場・流通センターの集積がみられる。

一方、東部と西部の市街化調整区域は、河川流域に水田が、台地部に畑や梨などの果樹園が広がっている。東部には桶川東部工業団地や県元荒川水循環センターが、西部には城山公園や、荒川河川敷にはホンダエアポートが立地している。

道路は、南北軸として、中央部に国道17号、一般県道鴻巣・桶川・さいたま線（中山道）が、東部に加納地区の中央を縦断する一般県道蓮田・鴻巣線、久喜市境に沿った主要地方道行田・蓮田線が、西部に荒川に沿った主要地方道さいたま・鴻巣線がある。東西軸は、主要地方道川越・栗橋線が市域を広く横断しているほか、県内における首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は供用開始している。

県内は、都市化が急速に進んだため道路環境が脆弱であり、狭あいで見通しの悪い道路も多く、市内の4車線区間も国道17号と主要地方道川越・栗橋線の一部を除く区間に限られてきた。このため、都市計画道路整備事業等により、その解消に努めているところである。

また、国道17号のバイパスとしてさいたま市と鴻巣市を結ぶ計画の国道17号上尾道路が、さいたま市から桶川北本IC周辺まで開通しているほか、複数の都県道で台東区から本市加納地区までを結ぶ通称「第二産業道路」も台東区から上尾市までは開通しており、これらの整備が期待される。

第3節 過去の災害履歴

第1 風水害

関東平野は過去に幾度も風水害を経験している。明治43年水害とカスリーン台風時には利根川・荒川の堤防が決壊し、甚大な被害をもたらされた。カスリーン台風以降、市の水害は、堤防決壊ではなく、支川である赤堀川、江川などの流下能力を超える降雨による氾濫が中心となっている。そのうち、昭和57年に発生した台風18号では市内で床上浸水が23棟発生した。また、近年においては令和元年東日本台風で床上浸水が11棟発生した。

1 埼玉県

埼玉県に被害を及ぼした台風は以下の通りである。

図表1-8 埼玉県に被害を及ぼした台風

発生年月日	名称	主な被害状況					
		人的被害(人)		家屋被害(戸・棟 [※])			
		死者 (行方不明)	負傷者	全壊家屋 (流失家屋)	半壊家屋	床上浸水	床下浸水
昭和22(1947)年 9月14日～15日	カスリーン台風	86(10)	1,394	726(392)	2,116	44,610	34,334
昭和33(1958)年 9月21日～26日	台風22号 (狩野川台風)		5	-	-	11,563	29,980
昭和41(1966)年 6月28日	台風4号	6(2)	7	10(2)	6	17,500	57,825
昭和41(1966)年 9月25日	台風26号	28	727	1,242(1)	6,699	740	10,548
昭和54(1979)年 10月17日～19日	台風20号	2	55	7	103	879	9,086
昭和56(1981)年 10月22日	台風24号	-	-	-	-	2,119	20,227
昭和57(1982)年 8月1日～2日	台風10号	4	6	5	25	151	3,692
昭和57(1982)年 9月12日	台風18号	1	4	1	13	13,760	50,075
昭和58(1983)年 8月14日～17日	台風5号・6号	1	-	-	1	4	147
昭和60(1985)年 6月30日～7月1日	台風6号	-	-	-	-	704	3,069
昭和61(1986)年 7月29日～8月5日	台風10号	-	1	-	2	6,060	20,275
平成3(1991)年 9月15日～20日	台風18号	-	-	1	-	6,382	22,059
平成5(1993)年 8月26日～27日	台風11号	-	2	1	-	2,060	15,787
平成8(1996)年 9月13日～22日	台風17号	-	4	-	1	761	4,329
平成10(1998)年 8月26日～31日	台風4号	-	-	-	-	814	1,881
平成10(1998)年 9月14日～16日	台風5号	-	2	-	-	585	1,651
平成12(2000)年 7月3日～8日	台風3号	-	1	-	-	599	1,834

発生年月日	名称	主な被害状況					
		人的被害（人）		家屋被害（戸・棟 [※] ）			
		死者 (行方不明)	負傷者	全壊家屋 (流失家屋)	半壊家屋	床上浸水	床下浸水
平成 16(2004)年 10月4日～10日	台風 22 号	-	1	-	-	159	1,403
平成 25(2013)年 9月13日～16日	台風 18 号	-	1	10	23	27	174
平成 27(2015)年 9月7日～9日	関東東北集中豪雨	-	3	-	-	880	3,992
平成 28(2016)年 8月19日～23日	台風 9 号	-	13	2	3	398	1,715
平成 29(2017)年 10月16日～23日	台風 21 号	-	11	-	45	458	556
令和元(2019)年 10月6日～13日	東日本台風	4	33	107	570	2,088	3,371

※家屋被害の単位は昭和 61(1986)年台風 10 号までは「戸」、平成 3(1991)年台風 18 号からは「棟」

資料：埼玉県地域防災計画資料編（令和 4 年 3 月）

2 桶川市

桶川市に被害を及ぼした風水害は以下の通りである。

図表 1-9 市に被害を及ぼした風水害

発生年月日	名称	家屋被害（棟）			
		全壊家屋	半壊家屋	床上浸水	床下浸水
昭和 57(1982)年 9月12日～13日	台風 18 号			23	447
昭和 62(1987)年 8月18日	集中豪雨			1	37
平成 5(1993)年 8月25日～28日	台風 11 号	-	-	-	15
平成 6(1994)年 9月7日～19日	前線	-	-	-	1
平成 8(1996)年 9月21日～23日	台風 17 号	-	-	-	9
平成 10(1998)年 8月27日～31日	集中豪雨				20
平成 10(1998)年 9月14日～16日	台風 5 号	-	-	-	25
平成 11(1999)年 8月10日～20日	豪雨	-	-	2	11
平成 12(2000)年 9月8日～18日	豪雨及び台風 14 号	-	-	-	6
平成 16(2004)年 10月9日・20日	台風 22・23 号				1 (22 号) 1 (23 号)
平成 20(2008)年 8月26日～9月2日	8月末豪雨	-	-	1	18
平成 23(2011)年 9月15日～23日	台風 15 号及び豪雨	-	-	-	1
平成 27(2015)年 8月12日～18日	豪雨	-	-	1	3
平成 28(2016)年 8月21日～24日	台風 9 号及び豪雨	-	-	-	1

発生年月日	名称	家屋被害（棟）			
		全壊家屋	半壊家屋	床上浸水	床下浸水
平成 28(2016)年 8月 24日～31日	豪雨	-	-	-	4
平成 29(2017)年 10月 19日～24日	台風 21号	-	-	1	10
令和元(2019)年 10月 11日～15日	台風 19号（東日本台風）	-	-	11	22

※出典が異なるため、前表「埼玉県に被害を及ぼした台風」とは発生年月日や名称が異なる場合がある。

資料：水害統計調査（国土交通省）及び桶川市被害調査

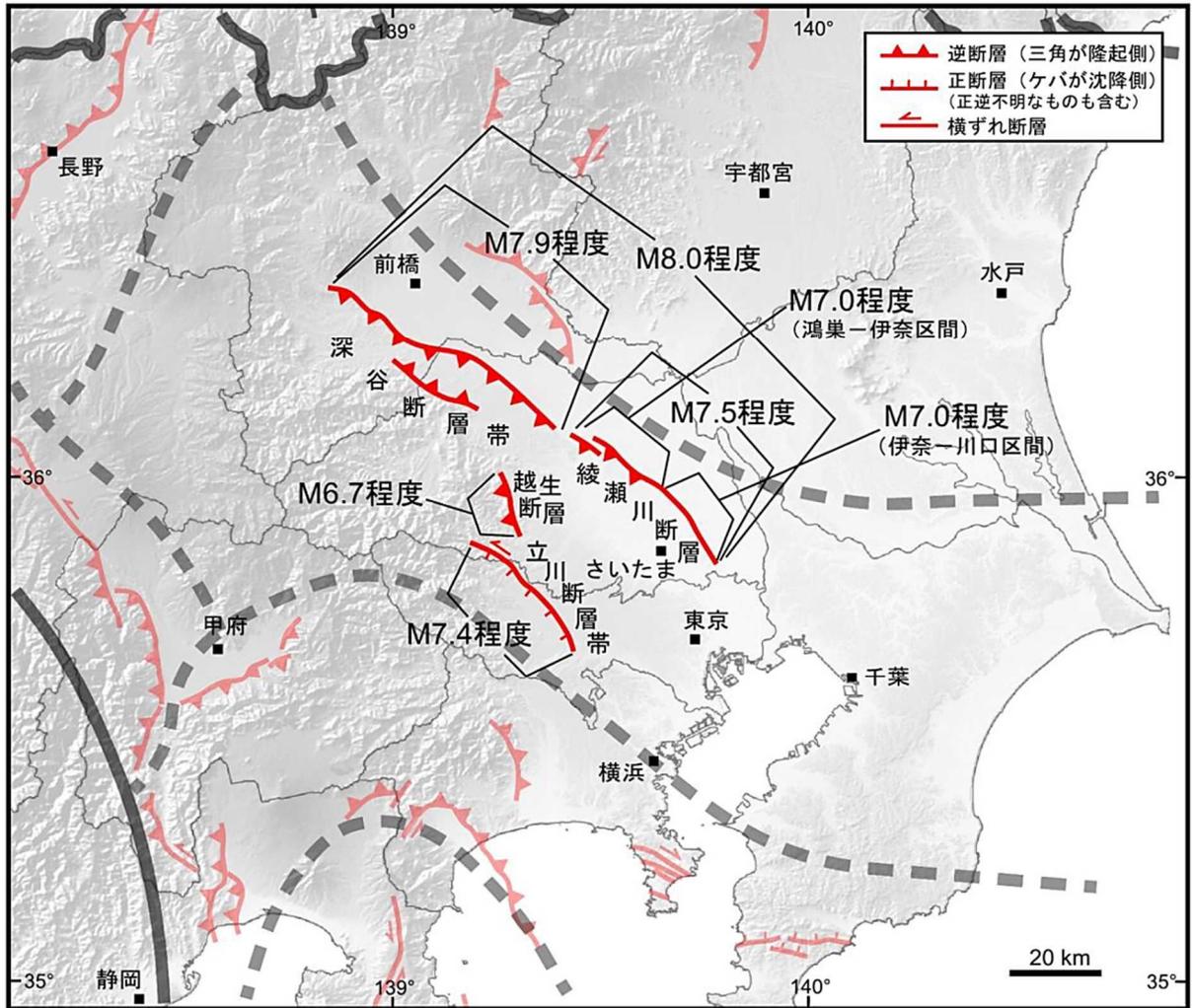
第2 地震

地震には、複数のプレートの境目で、引きずり込まれた側が元に戻ろうと跳ね上がる海溝型地震（プレート境界型地震）と、プレートの運動によってプレート上の弱い部分で破壊が起こる活断層型地震がある。

活断層は、約 200 万年前から現在までの間に動いたとみなされ、将来も活動することが推定される断層のことで、活断層以外のどこでも地震は発生する可能性があるが、過去の研究から、活断層で地震が発生する可能性が高いと考えられている。文部科学省「地震調査研究推進本部」が選定した「主要活断層帯」のうち、深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯）*が市直下にあるほか、周辺にも越生断層や立川断層帯がある。

県に関係のある、マグニチュード 6 程度以上の地震は図表 1-11 のとおりである。

図表 1-10 市に影響のある活断層



※平成 27 年に活断層の見直しが行われ、「関東平野北西縁断層帯」は「深谷断層帯・綾瀬川断層」に名称変更された。本計画の地震被害想定は「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」に倣っているため、本計画における表記は「関東平野北西縁断層帯」とする。

出典：「関東地域の活断層の長期評価（第一版）」（文部科学省 地震調査研究推進本部）

1 埼玉県

埼玉県に被害を及ぼした地震は以下の通りである。

図表 1-11 埼玉県における被害地震

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
弘仁 9(818)年	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まるること数里、百姓の圧死者多数。
元慶 2(878)年 11月1日	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多致。
慶長 20(1615)年 6月26日	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れは生じた。詳縮不明。
寛永 7(1630)年 8月2日	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
慶安 2(1649)年 7月30日	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・ 下野	川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
元禄 16(1703)年 12月31日	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特の小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。
寛政 3(1791)年 1月1日	6.3	35.80 139.60	—	川越・蔵	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の破損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
嘉永 7(1854)年 12月23日	8.4	34.00 137.80	—	東海	推定震度 蔵、桶川、行田 5
安政 2(1855)年 11月11日	6.9	35.65 139.80	—	江戸	推定震度大宮 5、浦和 6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の 52ヶ村総家数 5,041 軒中、壊家 17 軒人家・土蔵・物置等壊同然 3,243 軒（村毎の被害率 9～73%）。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蔵で宿壊 3 軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破 33 軒死 1、傷 1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で半壊 3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
安政 5(1859)年 1月11日	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被害、江戸・佐野・鹿沼で有感。
明治 17(1894)年 6月20日	7.0	35.70 139.80	—	東京湾 北部	県南部で被害があった。飯能では山崩れ（幅 350 間（約 630m））あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損 5、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破 3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
明治 27(1894)年 10月7日	6.7	35.60 139.80	—	東京湾 北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突 3 本折れ、屋根、壁等小破多し。
大正 12(1923)年 9月1日	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 軒、半壊 7,577 軒
大正 13(1924)年 1月15日	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
昭和 6(1931)年 9月21日	6.9	36.15 139.23	—	埼玉県 北部	死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
昭和 43(1968)年 7月1日	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県 中部	深さが 50km のため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷 6 名、家屋一部破損 50、非住家破損 1、栃木で負傷 1 名。
平成元(1989)年 2月19日	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者 2 人、火災 2 軒。他に塀、車、窓ガラス等破損。熊谷で震度 3。
平成 23(2011)年 3月11日	9.0	38° 6.2' N 142° 51.6' E	24	三陸沖	最大震度 6 弱（宮代町）、負傷者 104 名、全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災発生 12 件

※1872年以前は太陰暦であるため、発生年の元号については参考とする。

資料：埼玉県地域防災計画資料編（令和4年3月）

2 桶川市

市に被害を及ぼした地震は以下の通りである。

図表 1-12 市における被害地震

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
大正 12(1923)年 9月1日	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	推定震度 4.75 の桶川町・加納村・川田谷村では全半壊家屋・死者はなく、被害は傾いた家 2 棟・瓦の落下・煙突の倒壊等という状況。
昭和 6(1931)年 9月21日	6.9	36.15 139.23	—	埼玉県 北部	加納村で液状化現象。
平成 23(2011)年 3月11日	9.0	38° 6.2' N 142° 51.6' E	24	三陸沖	桶川市は震度 5 弱。桶川小学校に避難所を開設し帰宅困難者等 143 名を受け入れ。家屋の全半壊被害はなし。

資料：桶川市調査

第3 大規模事故

大規模事故として、以下のものがある。

図表 1-13 大規模事故の履歴

発生日年月日	名称	被害状況
昭和 28(1953)年 2月	三菱金属鋳業の火災	溶接工場から出火し、工場 3 棟を全焼、延焼面積は 3,300m ² 。
昭和 41(1966)年 3月	三井精機工場の火災	桶川工場の本館から出火し、モルタル 2 階建、延べ 2,750m ² を全焼。
平成 7(1995)年 7月31日	三菱マテリアルの爆発火災	桶川製作所銅合金課押出設備の爆発火災により三菱マテリアルの社員 18 名死傷うち 1 名死亡。市民等 5 名軽症。

資料：桶川市調査

第4節 災害の想定

第1 水害

国土交通省が公表している荒川の洪水浸水想定区域図によると、想定される最大規模の降雨（各河川において想定最大規模降雨が1/1000年確率以上、以下同様）を前提とした大雨が降り荒川が氾濫した場合、市西部の江川・石川川流域の浸水が最大10.0m～20.0mに達すると予想されている。また、同条件で元荒川が氾濫した場合、市北部の元荒川・赤堀川流域の浸水が最大5.0m～10.0mとなることが予想されている。

さらに、利根川の洪水浸水想定区域図によると、同条件で利根川が氾濫した場合、市北部の元荒川・赤堀川流域の浸水が最大5.0m～10.0mとなると予想されている。

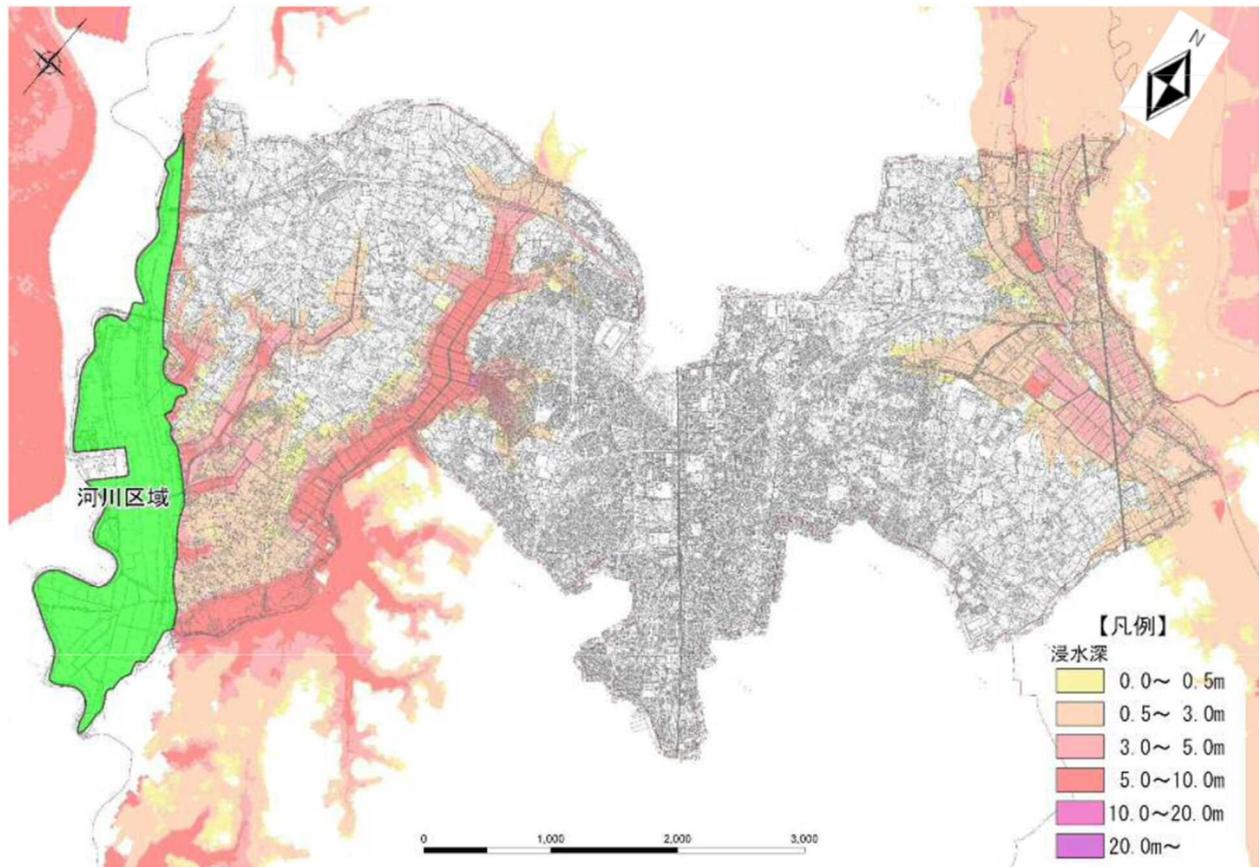
市では、これらの想定を基に、平成31年4月に市防災ガイド（洪水ハザードマップ）を作成した。

市防災ガイド（洪水ハザードマップ）は、桶川市地先での荒川左岸堤防決壊、鴻巣市大芦地先での荒川左岸堤防決壊、加須市地先での利根川右岸堤防決壊が想定されており、市防災計画でもこれらの想定を前提とするとともに、堤防決壊がない内水滞留型の浸水も想定する。

図表1-14 想定する水害

名称	被害の概要
荒川左岸氾濫	<ul style="list-style-type: none"> ◆桶川市地先の荒川左岸堤防決壊。 ◆江川・石川川流域で最大10.0m～20.0mの浸水。
元荒川広域氾濫	<ul style="list-style-type: none"> ◆鴻巣市大芦地先で荒川左岸堤防決壊。 ◆元荒川・赤堀川流域で最大5.0m～10.0mの浸水。
利根川右岸氾濫	<ul style="list-style-type: none"> ◆加須市地先で利根川右岸堤防決壊。 ◆元荒川・赤堀川流域で最大5.0m～10.0mの浸水。
内水滞留 (堤防決壊なし)	<ul style="list-style-type: none"> ◆未曾有の豪雨により関東平野一円で内水氾濫。 ◆桶川市内は河川流域の低地で一部床上浸水。 ◆台地部でも床下浸水クラスの内水滞留数箇所。

図表1-15 市防災ガイド（洪水ハザードマップ）で想定している浸水区域



出典：桶川市洪水ハザードマップ（平成31年4月）一部加工

第2 地震

県では、平成24年度～25年度にかけて地震被害想定調査を実施している。そこで、本計画の前提となる地震と被害想定は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」に倣うこととする。

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」では、「関東平野北西縁断層帯地震」、「東京湾北部地震」、「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」の5つの地震を想定し、地震ごとに市町村ごとの被害数量を算出している。

「関東平野北西縁断層帯地震」とは、「平成19年度埼玉県地震被害想定調査」において別々に想定された「綾瀬川断層による地震」と「深谷断層による地震」とを包含した断層帯による地震である。東日本大震災の経験を踏まえ想定外をなくす観点から科学的に考えうる最大級の地震として設定されている。同断層帯では断層の破壊開始点を北・中央・南の3つを想定し、各破壊開始点に対して被害想定がなされている。市では破壊開始点が北の場合に最も大きい被害を受ける。

「元禄型関東地震」は「相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震」に相当する。「平成19年度埼玉県地震被害想定調査」ではその発生確率の低さゆえに想定地震から除外されたが、発災時には首都圏一体に大きな被害を及ぼすため、広域的な支援・受援についての検討の視点から「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」では想定地震に追加されている。

「東京湾北部地震」、「茨城県南部地震」、「立川断層帯地震」については、「平成19年度埼玉県地震被害想定調査」でも想定地震として設定されている地震である。ただし、「東京湾北部地震」、「茨城県南部

地震」については、フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映した設定がされている。また、「立川断層帯地震」は、最新の知見に基づく震源条件により設定が見直されている。

各想定地震とその被害概要を以下に示す。

図表 1-16 想定地震と被害概要

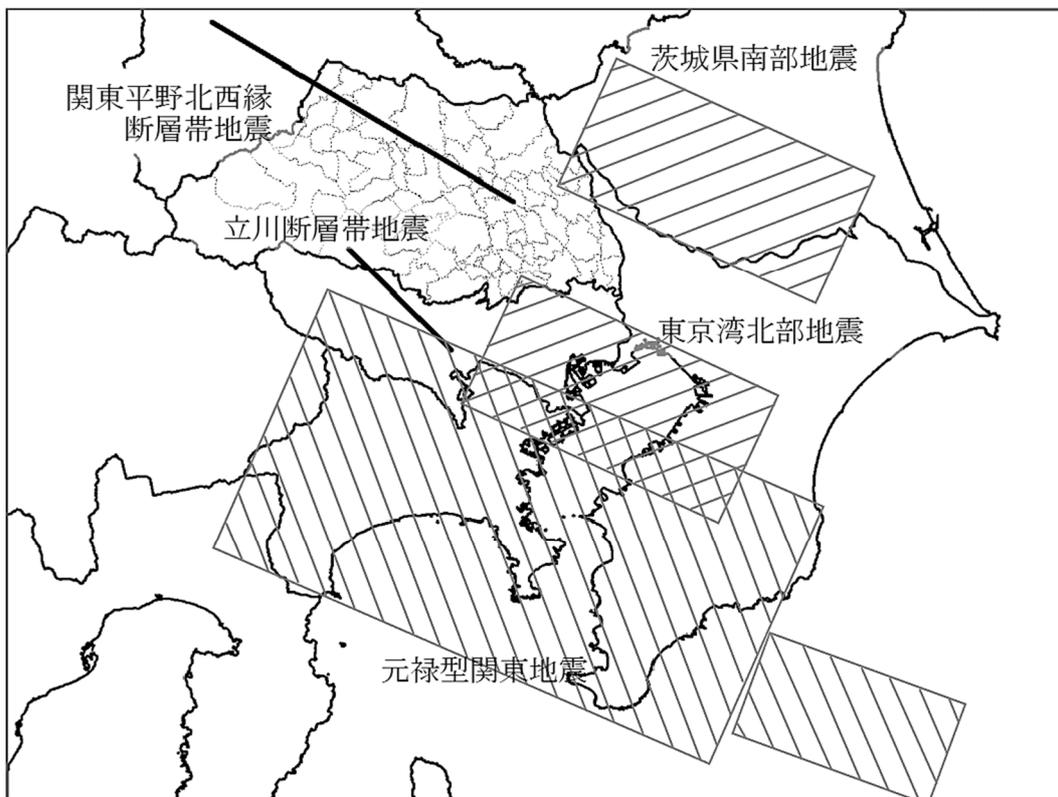
想定地震			県内被害			市の被害			
名称	型	マグニチュード*	震度**	死者数	建物全壊率(%)	震度	死者数	建物全壊率(%)	
東京湾北部地震	海溝型	7.3	6強	585	0.53	5強	0	0.00	
茨城県南部地震	海溝型	7.3	6強	143	0.34	5強	0	0.01	
元禄型関東地震	海溝型	8.2	6弱	34	0.08	5強	0	0.00	
関東平野北西縁断層帯地震	破壊開始点北	活断層型	8.1	7	3,599	2.20	7	194	10.16
	破壊開始点中央	活断層型	8.1	7	3,192	1.96	7	187	9.75
	破壊開始点南	活断層型	8.1	7	3,292	2.00	7	179	9.43
立川断層帯地震	破壊開始点北	活断層型	7.4	6強	75	0.04	5強	0	0.00
	破壊開始点南	活断層型	7.4	6強	141	0.08	5強	0	0.00

*) モーメントマグニチュード

**）県内市町村における最大震度

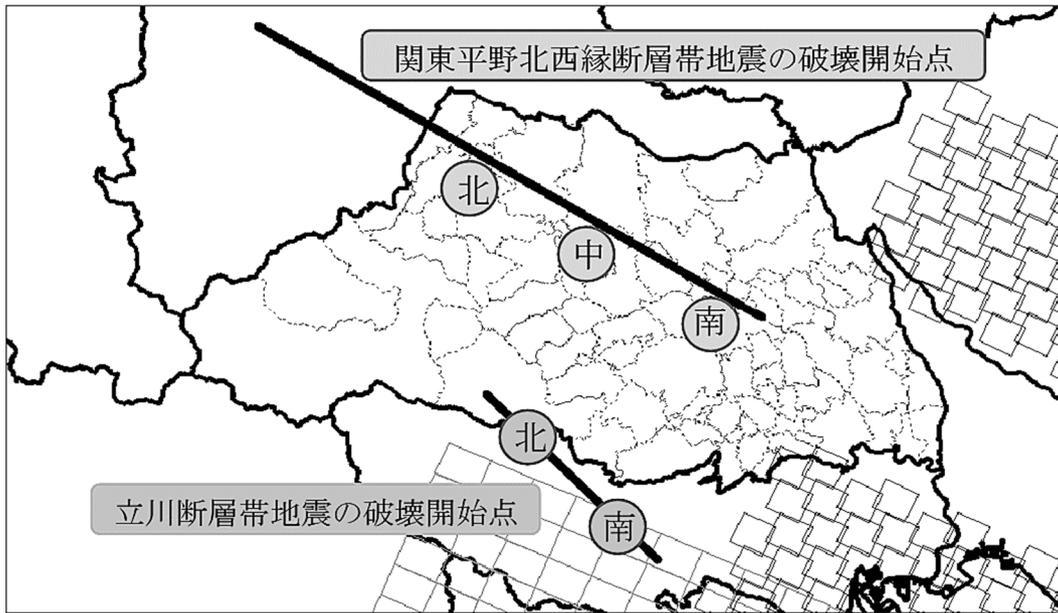
出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

図表 1-17 想定地震の断層位置図



出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

図表 1-18 想定破壊開始点



出典：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

市防災計画では、県による5つの想定地震のうち、市に対して最も大きな被害をもたらす「関東平野北西縁断層帯地震：破壊開始点北」を想定地震とし、その地震による想定被害数量を前提として対策を推進する。以下に、想定被害数量の抜粋を示す。

図表 1-19 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）による市の想定被害数量（抜粋）

項目	小項目	被害要因	条件	被害内容	被害想定値
建物	木造	揺れ	—	全壊棟数	2,658
			—	半壊棟数	3,894
		液状化	—	全壊棟数	6
			—	半壊棟数	11
	非木造	揺れ	—	全壊棟数	189
			—	半壊棟数	479
		液状化	—	全壊棟数	5
			—	半壊棟数	6
	すべて	急傾斜地崩壊	—	全壊棟数	0
			—	半壊棟数	0
		火災	冬 18 時	出火件数	13.3
			冬 18 時 8m/s	焼失棟数	662
ライフライン	電力	—	冬 18 時 8m/s	停電世帯数（1日後）	11,271
	通信	—	冬 18 時 8m/s	不通回線数（1日後）	696
	都市ガス	—	—	供給停止件数（直後）	21,957
	上水道	—	—	断水人口（1日後）	49,223
	下水道	—	—	機能支障人口（直後）	10,080
人的被害	—	—	冬 5 時 8m/s	死者数	194
			冬 5 時 8m/s	負傷者数	1,123
			冬 5 時 8m/s	重傷者数	244
生活支障	—	—	冬 18 時 8m/s	避難者数（1日後）	10,870
			冬 18 時 8m/s	避難者数（1週間後）	13,883
			冬 18 時 8m/s	避難者数（1ヶ月後）	17,797
			平日 12 時	帰宅困難者数	4,108
			休日 12 時	（内閣府 2013）	3,796
			平日 12 時	帰宅困難者数	4,234
			休日 12 時	（埼玉県 2007）	3,768

資料 編 ○平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査

第3 その他の災害

第1、第2で挙げた水害及び地震災害の他に、市では以下のような災害の発生が想定される。

1 自然災害

自然災害として想定される災害には、風害、雪害、酷寒（気温低下）災害、酷暑（気温上昇）災害、霜害、雹害、雷害、噴火災害がある。

これらの災害のうち、風害は、台風や、冬季の台風並みの低気圧によるもののほか、竜巻や、下降気流によるダウンバーストと呼ばれる突風が県内を含め全国的に発生しており、市でも注意していく必要がある。

また、大雪がもたらす積雪災害では、構造物破壊はもとより農作物被害や鉄道の運休、道路の通行止め等が発生する可能性がある。

近年、猛暑日である最高気温が35℃以上となる日も増えてきており、酷暑がもたらす熱中症や身体機能低下等にも注意していく必要がある。

2 その他の災害

市での発生が想定される災害は自然災害だけでなく、危険物の製造所・貯蔵所等が関係する大規模火災や、鉄道の脱線事故やホンダエアポートでの飛行機事故、圏央道等での大規模交通事故といった交通災害、工場事故や交通事故、テロ行為などによる化学物質や放射性物質などの漏洩、飛散といった有害物質災害も考えられる。

3 複合災害

複合災害とは、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する災害のことで、複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

複合災害の典型例として、頻繁にみられる地震による大規模火災や交通災害のほか、東日本大震災で起こった地震による有害物質災害（原子力発電所の放射性物質漏洩）、さらには、水害発生中の地震発生や、地震による堤防の破堤を想定しておく必要がある。

1995年の兵庫県南部地震での淀川や尼崎市中島川、2003年の宮城県北部地震での鳴瀬川など、地震動による堤防の被害事例、1948年の福井地震、2004年の新潟県中越地震のような地震前後の豪雨による堤防決壊の事例、兵庫県南部地震での16件の鉄道脱線事故、新潟県中越地震での上越新幹線の脱線事故の事例を教訓に、特に、地震と水害、鉄道事故の複合災害を想定しておく必要がある。

第5節 防災ビジョン

市が、災害対策に取り組んでいく際の方針となる防災ビジョンを以下のように定める。

第1 自助・共助による地域防災力の強化

市や県、国などによる防災対策活動にも限界があるので、市民・コミュニティ・企業等と行政が協働・連携・分担して防災体制を強化する。

1 市民による防災への備え

- (1) 家庭内備蓄の実施（最低3日間（推奨1週間）分の食料や飲料水等を目標とする）
- (2) 自身の避難所・避難場所、避難経路の確認・把握
- (3) 防災訓練への積極的な参加
- (4) 災害教訓の伝承

2 自主防災組織による災害への取り組み

- (1) 自治会、事業所での自主防災組織の結成
- (2) 自主防災組織での防災訓練の実施
- (3) 市が整備する避難行動要支援者名簿等を活用した避難行動要支援者の支援体制の構築
- (4) 地区防災計画の検討

3 市による支援の充実

- (1) 避難行動要支援者名簿の整備と自主防災組織や民生委員等の関係者による共有体制の構築
- (2) 市民や自主防災組織の参加による実践的な防災訓練や防災教育の実施
- (3) 自主防災組織の活動支援（助成金、資機材の提供）

第2 人的被害軽減にむけた防災・減災体制の強化

ハード・ソフト両面の適切な組み合わせによる防災・減災対策を実施する。

1 市民の防災意識の啓発

- (1) 家具の固定の推進
- (2) 火災報知器設置の徹底
- (3) 家屋の耐震診断・耐震改修の実施

2 防災のための設備の整備

- (1) 大規模集客施設等の耐震化の促進
- (2) 防災行政無線等の情報伝達手段の強化
- (3) 下水道整備等による雨水対策の推進

第3 大規模広域災害への対応力の強化

東日本大震災のような大規模広域災害への対応力を強化する。

1 迅速・的確な災害対応体制の強化

- (1) 優先すべき順位を明確にした活動計画の検討
- (2) 的確な被害調査に基づく、罹災証明書等の迅速な発行体制の構築
- (3) 各種マニュアルの整備

2 業務継続体制の強化

- (1) 業務継続計画（BCP）の策定
- (2) 企業との災害時支援協定締結の推進

3 応援受援体制の整備

- (1) 遠隔自治体を含む災害時相互応援協定締結の推進
- (2) 応援受け入れ拠点等の整備
- (3) ボランティアとの連携体制の強化

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 市・広域行政組織

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災対法第5条第1項)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
桶川市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議に関すること 2 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 3 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 (2) 警報の発令、伝達及び避難指示に関すること。 (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (5) 児童及び生徒の応急教育に関すること。 (6) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 飲料水の供給活動に関すること。 (9) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること。 (10) 緊急輸送の確保に関すること。 (11) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 4 災害復旧 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること。 (2) 被災者の生活確保に関すること。
桶川市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防知識の啓発、普及に関すること。 2 火災発生時の消火活動に関すること。 3 水防活動の協力、救援に関すること。 4 被災者の救助、救援に関すること。 5 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。

第1章 総則

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
埼玉県央広域事務組合 埼玉県央広域消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設、消防本部体制の整備に関する事。 2 救助及び救援施設、体制の整備に関する事。 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。 4 消防知識の啓発、普及に関する事。 5 火災発生時の消火活動に関する事。 6 水防活動の協力、救援に関する事。 7 被災者の救助、救援に関する事。 8 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。

第2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関する事。 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事。 (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関する事。 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令・伝達及び避難指示に関する事。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事。 (8) 緊急輸送の確保に関する事。 (9) 前各号のほか、災害の防衛又は拡大防止のための措置に関する事。 3 災害復旧
県央地域振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係との連絡調整に関する事。 2 市町村及び地域機関の被害情報の収集及び把握並びに報告に関する事。 3 管内市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 災害現地調査及び災害対策現地報告に関する事。 5 市町村災害対策活動の支援に関する事。 6 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係の支援に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北本県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 降水量及び水位等の観測通報に関する事。 2 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関する事。 3 管内水防管理団体との連絡指導に関する事。 4 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事。 5 道路の破損・決壊による通行の禁止又は制限に関する事。
鴻巣保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療品、衛生材料等の調達あっせんに関する事。 2 各種消毒に関する事。 3 飲料水の水質検査に関する事。 4 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動の指導並びにその他の保健衛生措置に関する事。 5 被災者の医療及び助産その他の保健衛生の指導に関する事。 6 動物愛護に関する事。
上尾警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達及び広報に関する事。 2 警告及び避難誘導に関する事。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。 4 交通の秩序の維持に関する事。 5 犯罪の予防検挙に関する事。 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事。 7 漂流物等の処理に関する事。 8 その他治安維持に必要な措置に関する事。

第3 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災対法第3条第1項）

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
農林水産省関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設、防災上重要な施設等の点検・整備事業の実施又は指導に関する事。 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事。 (9) 関係職員の派遣に関する事。 3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
厚生労働省埼玉労働局 (さいたま労働基準監督署/ 大宮公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。 2 職業の安定に関する事。
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 荒川上流河川事務所 利根川上流河川事務所	<p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 震災対策の推進に関する事。 (2) 危機管理体制の整備に関する事。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関する事。 (4) 防災教育等の実施に関する事。 (5) 防災訓練の実施に関する事。 (6) 再発防止対策の実施に関する事。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関する事。 (2) 活動体制の確保に関する事。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関する事。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関する事。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関する事。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関する事。 (7) 緊急輸送に関する事。 (8) 二次災害の防止対策に関する事。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関する事。 (10) 地方公共団体等への支援に関する事。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関する事。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関する事。 (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関する事。 3 災害復旧・復興 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧の実施に関する事。 (2) 都市の復興に関する事。 (3) 被災事業者等への支援措置に関する事。

第4 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第32普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第5 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

〔指定公共機関〕

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本旅客鉄道(株) (大宮支社/高崎支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。 2 災害により線路が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。 (2) 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること。 3 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 4 死傷者の救護及び処置を行うこと。 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。 7 協定締結市町の防災行政無線使用による列車運転見合せ状況の周知に関すること。
東日本電信電話(株) (埼玉事業部) (株)NTT ドコモ (埼玉支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備に関すること。 2 災害時における重要通信の確保に関すること。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
KDDI(株) (北関東総支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関すること。
日本郵便(株) (桶川郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。

第1章 総則

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本赤十字社 (埼玉県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。
日本放送協会 (さいたま放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及に関すること。 2 災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
東日本高速道路(株) (関東支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 東日本高速道路の保全に関すること。 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
日本通運(株) (埼玉支店)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。
東京電力パワーグリッド(株) (埼玉総支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 3 協定締結市町の防災行政無線使用による停電事故についての周知に関すること。

〔指定地方公共機関〕

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(一社)埼玉県トラック協会 (鴻巣支部)	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。
東彩ガス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給の確保に関すること。
(一社)埼玉県 LP ガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 LP ガス供給施設の安全保安に関すること。 2 LP ガスの供給の確保に関すること。 3 カセットボンベを含む LP ガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。 4 自主防災組織等が LP ガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。
(株)テレビ埼玉	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及啓発に関すること。 2 応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
(株)エフエムナックファイブ	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及啓発に関すること。 2 応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
(一社)桶川北本伊奈地区医師会/(一社)埼玉県北足立歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
桶川市薬剤師会	医薬品の調達・供給に関すること。
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
桶川北本水道企業団	1 災害時における給水の確保に関すること。 2 被災水道施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
上尾、桶川、伊奈衛生組合	災害時におけるし尿の処理に関すること。
さいたま農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
(福)桶川市社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関すること。 2 災害ボランティアの登録に関すること。 3 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 4 災害ボランティア活動の支援に関すること。
桶川市商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 被災時における教育対策に関すること。 3 被災施設の災害復旧に関すること。
社会教育団体	市が実施する応急対策についての協力に関すること。
自主防災組織	1 防災に関する知識の普及に関すること。 2 風水害、地震等に対する災害予防に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。 4 防災用資機材の備蓄に関すること。 5 市が実施する応急対策についての協力に関すること。 6 市が実施する自治会、日本赤十字奉仕団、衛生委員、民生委員・児童委員等の団体への応急対策についての協力に関すること。
その他公共団体	市が実施する応急対策についての協力に関すること。

資 料 編 ○防災関係機関連絡先一覧

第7節 市民及び事業所の防災における役割

第1 市民

市民は、「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方に基づき、平常時から、防災に関する知識の習得や生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市や県及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平常時の備え

- (1) 市防災ガイド等を活用した防災に関する知識の習得
- (2) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、火災報知器）の設置と火災の予防
- (3) 防災用品、非常時持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (4) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- (5) 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- (6) ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検・改修
- (7) 避難場所、避難路の確認
- (8) 家族との連絡方法・集合場所等の確認
- (9) 自主防災組織への参加
- (10) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する各種防災訓練、防災活動への積極的な参加
- (11) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加
- (12) 近隣の避難行動要支援者の見守り
- (13) 住宅の耐震化と地震保険への加入
- (14) 災害の教訓、防災の知識の伝承
- (15) 家庭や地域での防災総点検の実施
- (16) ペットの同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (17) 自動車へのこまめな満タン給油

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の正確な把握及び伝達・共有
- (2) 出火防止措置（避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めるなど）及び初期消火の実施
- (3) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (4) 迅速かつ適切な避難行動及び避難所運営への協力
- (5) 市、県、防災関係機関が行う防災活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動への参加

- (7) 避難時の通電火災・防犯対策の実施
- (8) 風評に乗らず、風評を広めない

第2 事業所

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。また、市や県、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災活動に協力することも必要である。

このため、従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献等、災害時に果たすべき役割を發揮できるよう、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施等の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 従業員に対する防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (2) 消防設備、自衛消防組織の整備等の火災防止策の実施
- (3) 防災体制の整備
- (4) 職場の安全対策及び建物の耐震化
- (5) 食料、飲料水の備蓄推進等、帰宅困難者発生予防対策の推進
- (6) 事業継続計画（BCP）の策定
- (7) 予想被害からの復旧計画策定

2 災害時の対策

- (1) 事業所及び従業員等の被災状況の把握
- (2) 災害情報の収集と従業員等への提供
- (3) 従業員及び施設利用者の救助、避難誘導等の安全確保
- (4) 初期消火活動等の応急対策
- (5) 事業の継続又は早期再開に向けた取り組みの実施
- (6) ボランティア活動や地域の防災活動への積極的な支援

第8節 地区防災計画

地区防災計画とは、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画である。（災対法第42条）

市民及び市内に事業所を有する事業者は、共同して、市防災会議に対し、市防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。（災対法第42条の2）

市防災会議は、地区防災計画の提案があった場合、市防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2章 災害予防計画

※ 以下、各計画及び対策における担当課班は、主要な課班を掲載するが、これ以外の課班についても関連する場合がある。

第1節 防災組織整備計画 【共通】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進し、防災組織の万全を期するものとする。

第1 桶川市防災会議

市に、市防災会議を置く。(災対法第16条)

防災会議の組織及び運営については、関係法令、桶川市防災会議条例、桶川市防災会議に関する規程の定めるところによるものとし、その事務については、次のとおりとする。

- 1 市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2 桶川市災害警戒本部

1 設置

市域で災害が発生するおそれのある場合で、市本部が設置されるまでの間において、災害情報等の迅速な収集伝達と、必要な措置を講じるため、市長は災害警戒本部を設置することができる。

2 組織

災害情報等の収集伝達と、初動期の対策に必要な関係部課の職員をもって構成する。

3 活動体制

活動体制は次のとおりとする。

図表 1-20 災害警戒の体制

<風水害>

配 備 区 分		体 制 の 内 容
警戒体制	1号配備	災害の発生が予想される場合、情報の収集伝達等の措置を講ずる体制
	2号配備A	災害の発生が予想される場合、情報の収集伝達等の措置を強化する体制
	2号配備B	災害の発生が確実に予想される場合、又は小規模の災害が発生したとき、市本部設置前の初動対策に従事する準備的な体制

<震災>

配 備 区 分	体 制 の 内 容
警 戒 体 制	主として情報の収集及び報告等を任務とし、安心安全課職員により対応する体制

第3 桶川市災害対策本部

1 設置

市域で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害予防及び災害応急対策を推進するため必要があると認めるとき、市長は市本部を設置することができる。(災対法第23条の2)

2 組織

市本部の組織及び運営については、桶川市災害対策本部条例、桶川市災害対策本部に関する規程に定めるところによるが、組織区分は平常時の組織に対応した部単位を基本とし、班ごとの所掌事務の責任者及び次順位の責任者をあらかじめ指定しておく。

市本部各部の班長（以下「班長」という。）は災害発生直後の初動期及びその後の状況の変化に的確に対応できるよう、平常時から担当する業務の分析を行い、必要な人員編成や実施手順等の整理を行う。

また、各班の組織と運営及び担当業務について班員に周知するとともに、常に検討、見直し、検証を図る。

3 活動体制

活動体制は、次のとおりとする。

図表 1-21 災害対策の体制

<風水害>

配 備 区 分	体 制 の 内 容
緊急体制 3号配備	現に災害が発生しつつあり、かつ内水氾濫など相当規模の災害が予想される場合、必要職員を配備し災害応急対策に従事する体制
非常体制 4号配備	全市域に大災害が発生しつつあり、かつ荒川の氾濫など相当規模の災害が予想される場合、全職員を配備し市が全力をあげて災害応急体制に従事する体制

<震災>

配 備 区 分	体 制 の 内 容
非 常 体 制	全職員を配置し、災害応急対策を実施する体制

資 料 編 ○組織動員計画
○桶川市災害対策本部条例
○桶川市災害対策本部に関する規程

4 避難所開設・運営のための組織（避難所班）

市域を、小学校区を基準にした7個地区に区分し、避難所班は別に示された地区内で活動することを基本とする。

(1) 要員の指定

毎年度「避難所開設要員指定名簿」により副市長が指定する。その指定要領については安心安全課が別に定める。

(2) 平常時の活動

① 避難所開設・運営のための能力を向上させるとともに、担当地区内の自主防災組織、指定避難所の施設管理者と情報交換に努める。

② 主な活動内容

- ア 避難所運営委員会の開催
- イ 地域密着型防災訓練への参加
- ウ 備蓄された資機材の保守管理

(3) 風水害時の活動

市危機対策会議等で決定された避難所を開設・運営する。

(4) 震災時の活動

① 勤務時間内

市本部の決定に基づき、活動拠点（小学校）の要員に指定された職員は、現地に赴き施設及び避難者の状況を確認する。

② 勤務時間外

震度5弱以上の地震が発生した場合、避難所開設要員に指定された全ての職員は、自主的に指定された地区活動拠点（小学校）に進出し、施設及び避難者の状況を確認する。必要により避難所を開設・運営する。

図表 1-22 避難所班の地区活動拠点

桶川地区	桶川東地区	桶川西地区	加納地区
桶川小学校	桶川東小学校	桶川西小学校	加納小学校
日出谷地区	川田谷地区	朝日地区	
日出谷小学校	川田谷小学校	朝日小学校	

第4 防災関係機関

1 防災関係機関の組織の整備

市域を管轄し、又は市域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

2 防災関係機関相互の連携

市域を管轄し、又は市域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにする。

第5 応急活動体制の整備

市及び防災関係機関等は、災害応急対策を速やかに実施するため、市本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（BCP）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

1 市本部体制の整備

市は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する市本部の体制を整備するほか、災害の規模に応じ段階的に引き上げる防災対応の体制（警戒体制、緊急体制、非常体制）を整備する。

2 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画（BCP）を策定しておく。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

3 電源、非常用通信手段等の確保

市は、市庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

4 情報システムやデータのバックアップ対策

市は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

5 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

市は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図

る。

6 応急対応、復旧復興のための人材の確保

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）や民間の人材の活用等の人材確保策をあらかじめ整えるように努める。

第6 応援協力体制

1 他市町との相互応援

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要求を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町と次のとおり相互応援協定を締結している。

市は、災害時の応援要求手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平常時から協定を締結した市町との間で、訓練、情報交換等を実施する。

市は、応援受入のために情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備に努める。また、今後とも協定内容の充実を図るとともに、広域的な相互応援体制の推進に努める。

資料編 ○応援協定等一覧

2 防災関係機関の応援協力

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、次のとおり防災関係機関と応援協定を締結している。

市は、災害時において防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続き等について協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

資料編 ○応援協定等一覧

3 国・県からの応援受入体制の整備

市は、災害時に国・県との協力体制が十分発揮できるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

また、応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第7 公共的団体等との協力体制の確立

市は、それぞれの所掌事務に係る公共的団体等に対して、災害時における応急対策等に対し、積極的な協力が得られるよう体制を整備する。

1 公共的団体

公共的団体とは、次のものをいう。

自治会、桶川市赤十字奉仕団、(福)桶川市社会福祉協議会、さいたま農業協同組合、桶川市商工会、(一社)埼玉県LPガス協会鴻巣支部桶川地区会、(一社)桶川市建設業協会、生活協同組合、(一社)埼玉建築士会中央北支部等

2 協力体制の確立

(1) 市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- ② 災害時における広報等に協力すること。
- ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ④ 避難誘導及び避難所内での救護に協力すること。
- ⑤ 被災者の救助業務に協力すること。
- ⑥ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること。
- ⑦ 被害状況の調査、建築物応急危険度判定に協力すること。

(2) 市は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体と協議して、災害時における協力業務及び協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第8 自主防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民による自主的な防災活動、すなわち市民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など、地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、市民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

1 組織化の推進

市では、主に自治会を単位に自主防災組織が72団体(組織率96%。令和4年4月1日現在)結成されているが、結成されていない地域の組織化を積極的に推進する。

なお、自主防災組織の編成に当たっては、次の点に留意するとともに、各地域の実情に応じてもっとも有効と考えられる単位で組織編成を行う。

自主防災組織編成時の留意事項

- (1) 既存のコミュニティである自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする（特に、都市部においてはマンションの自治会等の参加が必要不可欠である。）。
- (2) 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所等と協議の上、地域内の事業所等の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。
- (4) 女性の責任者又は副責任者を置くなど、女性の参画に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材を育成する。

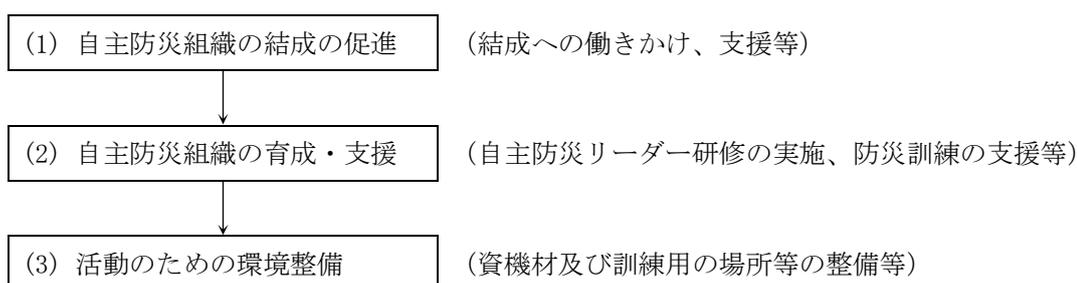
図表 1-23 自主防災組織の活動内容

平常時	<ol style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 (2) 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) (3) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 (4) 防災用資機材の購入・管理等 (資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、担架）) (5) 地域の把握 (例：危険箇所の把握、避難行動要支援者の現状)
発災時	<ol style="list-style-type: none"> (1) 出火防止、初期消火の実施 (2) 情報の収集・伝達の実施 (3) 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 (4) 集団避難の実施 (特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。) (5) 避難所の自主運営活動の実施 (例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

2 組織の育成

市は、埼玉県央広域消防本部の協力を得て、講習会や防災訓練等の防災行事等を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、全市的に自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の組織化を図る。なお、育成に当たっては、次の点に留意して、自主防災組織の指導・育成に努める。

図表 1-24 自主防災組織の指導・育成のフロー



市は、県と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するように努める。
1 組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーも育成する。

3 活動に対する市の支援

(1) 技術的指導の実施

市及び防災関係機関は、自主防災リーダー研修を実施し、防災活動の技術的指導、助言を行い、組織的活動を支援する。

(2) 資機材の整備

市は、自主防災組織が行う組織的活動に必要な資機材の整備を支援する。

第9 消防団の活動体制の整備

市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって市民の安全の確保に資することを目的として、消防団の強化をより一層推進する。

そのために、大規模災害時のみに出動を限定した団員の導入、消防職団員OBの入団促進、市職員と消防団員の兼職、消防団協力事業所表示制度の活用などにより、消防団員のより一層の加入促進を図る。

また、消防団員の安全対策、救助活動等の新たな役割への対応、情報通信機器等の充実のために、消防団の装備の一層の充実強化を図る。

第10 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、住宅地においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間市外へ通勤して不在のケースも多い。このため、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

1 施設内の防災組織の育成

病院等不特定多数の人が出入する施設に対し、埼玉県央広域消防本部と連携して防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

2 事業所内の防災組織の育成

各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

3 事業所内の防災組織の活動内容

- (1) 危険物等の管理体制を強化する。
- (2) 防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。
- (3) 事業所内における防災訓練を強化する。

- (4) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- (5) 地域の自主防災組織と積極的に協力して、事業所及び周辺地域の安全を確保する。
- (6) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。
- (7) 災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (8) 市、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 各防災組織相互の連携・協調

地域の災害対応力の向上を図るため、平常時から地域の自主防災組織、消防団、市等との組織間の連携を図れるよう努める。

5 被災中小企業支援

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第11 災害ボランティア活動の環境整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害応急活動を行うことができるよう、桶川市社会福祉協議会との連携を積極的に推進していく。また、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める。

1 災害ボランティアセンターの設置

市は、平常時から桶川市社会福祉協議会などと連携を図り、災害時の協力体制の確立に努める。桶川市社会福祉協議会は、発災後にあっては、災害ボランティア活動に関する情報提供や災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を桶川市社会福祉協議会内に設置する。

2 災害ボランティアセンター内の業務

災害ボランティアセンターでは、桶川市社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受入れ業務等を行う。また、被害が甚大な場合や、災害ボランティアが市内で不足する場合は、県災害ボランティア支援センター等に災害ボランティアの派遣を要請する。

3 災害ボランティア登録制度の周知等

桶川市社会福祉協議会では、市内外で災害時にボランティアとして可能な範囲で活動していただく「桶川市災害ボランティア」を募集し、登録する制度がある。市は、市民、事業所に対し市災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを行う。

なお、災害時における災害ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりである。

災害ボランティアの活動内容

- (1) 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- (2) 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、
外国語通訳、手話等
- (3) ボランティアコーディネート業務

第2節 防災教育計画 【安心安全課、職員課、保育課、学校支援課】

防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい防災教育を、市の地域特性等を踏まえ体系的に行う。また、市報の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、市民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

第1 市職員に対する防災教育

応急対策の実行主体となる市職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を実施する。

1 職員防災マニュアル等の配布

発災時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び災害の知識等を簡潔に示した「職員防災マニュアル」等を作成、配布し、周知を図る。

作成に当たっては、次の内容に留意する。

- (1) 初動参集・動員基準
- (2) 参集途上の情報収集
- (3) 救助、応急手当
- (4) 初期消火
- (5) 避難誘導
- (6) 避難所の開設・運営
- (7) 災害情報の取りまとめ
- (8) 広報活動
- (9) その他必要な事項

2 基礎的な識能教育の実施

定期的な職員教育により、防災関係の法令、風水害や震災の知識、災害時におけるとるべき行動、職員としての任務等の周知を図る。

3 研修会及び講演会等の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会及び講演会等を実施する。

4 防災機器操作の習熟

災害用救助資機材等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第2 市民に対する防災教育

市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図り、各地区における地域防災体制の確立を図る。

1 普及啓発の内容

市民の防災意識の高揚を図るため、以下の市民の役割について、防災教育を実施する。

図表 1-25 市民の役割

平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の種別、特性、土砂災害警戒情報等の防災情報の内容と活用方法 (2) 火災の予防 (3) 防災用品、非常時持出品の準備 (4) ローリングストック法※を活用した生活必需品の備蓄や飲料水、食料の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に消費（使用）し、消費（使用）した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。 (5) タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒、物の落下、ガラスの飛散防止 (6) ブロック塀等、住居周りの安全化 (7) 避難所及び避難経路の確認 (8) 災害時の家族同士の連絡方法の確認 (9) ペットとの同行避難や避難所での飼養の準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品等の確保） (10) マイ・タイムライン（個人の避難行動計画）の作成 (11) 自主防災組織への参加 (12) 市が実施する防災訓練への参加 (13) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 (14) 近隣の避難行動要支援者の見守り (15) 住宅の耐震化、水火災及び地震保険への加入 (16) 災害の教訓、防災知識の伝承 (17) 家庭や地域での防災総点検の実施
発災時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における被災状況の正確な把握及び伝達・共有 (2) 出火防止、初期消火 (3) 避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行う (4) 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、防犯対策の実施 (5) 近隣の負傷者や要配慮者に対する救助・支援 (6) 自主防災活動への参加、協力 (7) 避難所でのゆずりあい (8) 市、防災関係機関が行う防災活動への協力 (9) 風評に乗らず、風評を広めない

2 普及啓発の方法

(1) 埼玉県防災学習センターの活用

「埼玉県防災学習センター」で開設されている暴風雨・煙体験・地震体験学習等を通じて、災害時の行動指針等を身につけるよう、市報等を通じて当該センターの利用を促す。

(2) 防災関係資料の作成配布

災害発生時に市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災パンフレット、防災マップ等を配布し、防災知識の普及啓発を図る。

また、市報や市ホームページ等に防災関連記事を掲載して防災知識の普及啓発を図る。

(3) 講演会・研修会の実施

災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師として招き、講演会・研修会を開催する。

(4) 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまでは、わずかな時間しかないことから、東京管区気象台(熊谷地方気象台)及び県、市は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について、防災訓練等を通して周知するものとする。

第3 学校等における防災教育

学校等(小中学校、保育所、幼稚園とする。以下同様。)における防災教育は安全教育の一環として各教科、総合的な学習の時間、特別活動など、学校等の教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

1 学校等としての防災教育

全校的な防災意識の高揚を図るため、避難訓練を行うとともに、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験の実施、AED 研修等のほか、埼玉県防災学習センター等での体験学習に努める。

2 教科等による防災教育

社会科や理科の一環として、風水害・地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する防災教育、負傷者の応急手当、火災発生時の初期消火、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。

第4 事業所等における防災教育

事業所や医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

市は、埼玉県央広域消防本部と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第3節 防災訓練計画 【安心安全課】

全職員の防災意識の向上と実践的能力の醸成に努めるとともに、防災関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図るため、防災訓練を実施する。

第1 目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と市民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

- 1 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- 2 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- 3 市民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、市民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- 4 防災訓練の実施に当たっては、学校等、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- 5 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に十分配慮するよう努めること。また、自主防災組織のリーダー研修や、女性の参画促進で組織の育成強化を図る。
- 6 防災訓練の実施に当たっては、夜間、休日の発災等、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ず実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

第2 市で行う防災訓練

市は、県及び防災関係機関と連携し、また自主防災組織や自治会等の参加を得て訓練を実施する。

また、訓練後において訓練内容の評価を行い、課題等の把握に努め、次期の訓練計画への反映、また必要に応じ応急体制の改善、市防災計画の見直し等を行うものとする。

1 総合防災訓練

市は、防災関係機関の緊密な連携協力のもとに、地区活動拠点である小学校等を会場とし、総合的な防災訓練を実施し、市民及び自主防災組織等関係組織の参加を求め、避難誘導、救急救出、消火、避難所開設・運営、情報伝達等の防災活動を行い、防災に関する協力と理解を深め防災体制の強化を図る。

2 地域密着型防災訓練

(1) 避難所開設準備訓練

避難所開設要員及び自主防災組織を対象に、各地区活動拠点において段ボールベッドの組立、受付の設置、発電機の取扱い訓練等を実施する。

(2) 避難所運営委員会の準備訓練

避難所開設要員、自主防災組織及び学校施設管理者を対象に、各地区活動拠点において避難所開設及び運営に関して役割分担や手順の確認等を実施する。

3 市職員の防災訓練

(1) 職員の動員訓練

災害発生時にあらゆる条件下においても迅速に本部体制が確立できるよう、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、また勤務時間内外の条件を加味した訓練を実施する。

(2) 職員の情報収集訓練

動員訓練に併せ、参集ルート沿いの被害状況、避難状況等の情報の収集訓練を実施する。

(3) 市本部の図上訓練

- ① 市本部の状況判断、意思決定及び各部の対応等を訓練するため定期的に図上訓練を行う。
- ② 県及び防災関係機関から各種災害情報の収集、また県等への被害報告、応援要請等が迅速に実施できるよう、県が実施する図上訓練に積極的に参加する。

第3 地域における防災訓練

1 自主防災組織が実施する訓練

自主防災組織は、自主的に防災訓練を開催し、消防職員等に必要な防災指導を受け、災害発生直前、又は災害発生初期に地域で市民による適切な防災活動が実施できるよう、実践的な訓練を行うものとする。

実施の際には、地域内の避難行動要支援者等の積極的な参加を得て、避難誘導等の必要な支援を行う。

また、市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

避難所開設・運営訓練は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、地域の集会所等を活用し、感染症対策に配慮した訓練を実施するものとする。

2 防火管理者が実施する訓練

専門学校等、病院、工場、事業所その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火訓練、避難訓練等を実施する。

3 児童生徒の避難訓練

学校等の施設管理者は、児童生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、災害時に臨機応変の対応がとれるよう常にその指導に努める。

第4節 防災活動拠点等整備計画 【安心安全課、都市整備部関係課】

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、市庁舎の防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつける緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。加えて、ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（市本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難者収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。輸送拠点については、民間事業者の輸送拠点ノウハウを活用するため、配送事業者との協定の締結を含め、輸送拠点の活用を推進する。

第1 防災活動拠点の整備

1 防災活動拠点の指定

市は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を市の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

市の防災活動拠点

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 災害対策活動拠点 | ⇒ 市庁舎 |
| (2) 本部代替拠点 | ⇒ 桶川サン・アリーナ |
| (3) 地区活動拠点 | ⇒ 小学校 |
| (4) 避難拠点 | ⇒ 指定一般避難所 |
| (5) 福祉避難拠点 | ⇒ 老人福祉センター（総合福祉センター内）、保健センター |
| (6) 物資備蓄拠点 | ⇒ 市防災倉庫 |
| (7) 物資集積拠点 | ⇒ 桶川サン・アリーナ |
| (8) 物流拠点 | ⇒ 道の駅（仮称）おけがわ |
| (9) 一時滞在施設 | ⇒ 桶川市民ホール |
| (10) 広域一時滞在提供施設 | ⇒ 指定一般避難所 |

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧
○飛行場場外離着陸場一覧

2 防災活動拠点の整備

(1) 施設・設備等の整備推進

災害対策活動拠点及び避難拠点等に、計画的に防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、災害用マンホールトイレ、非常用自家発電機等の整備を図る。

(2) 連絡手段の構築

災害時に防災活動拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災活動拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の配備を推進する。また、各防災活動拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。

(3) 要配慮者に配慮した整備

避難路となる歩道、一時的な避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

(4) 備蓄の推進

市の防災活動拠点に、避難所開設時に必要な生活必需品、非常用自家発電機、段ボールベッド、簡易トイレ等の備蓄を推進する。

(5) 大規模災害時代替オフィス機能の確保

東日本大震災では、津波災害ではなく、地震動で自治体庁舎が倒壊する事例もみられた。市直下型地震等で市庁舎、桶川サン・アリーナが同時に被災するケースも想定されるため、市民ホール、保健センター、各小中学校など、耐震性が確保された公共施設において、大規模災害時代替オフィス機能の確保を図るため、情報基盤など必要な整備を行う。

(6) 道の駅の防災活動拠点としての活用

道の駅については、道路利用者の緊急避難場所としての機能のみならず、救援物資の物流拠点、応援部隊等の活動拠点などとして活用し、防災機能強化を推進する。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

(1) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

(2) (1)の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

① 県本庁舎

② 県地域機関庁舎

③ 市町村庁舎

④ 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校、災害拠点病院等）

⑤ 着岸施設（河川）

(3) 市域における県指定緊急輸送道路

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

図表 1-26 市域における県指定緊急輸送道路

種別	道路種別	路線名	区間	道路管理者
第一次特定緊急輸送道路	国管理道路	国道 17 号	北本市境～上尾市境	国土交通省
第一次特定緊急輸送道路	高速道路	首都圏中央連絡自動車道	久喜市境～川島町境	東日本高速道路(株)
第一次特定緊急輸送道路	国管理道路	国道 17 号上尾道路	桶川北本 IC～上尾市境	国土交通省
第一次緊急輸送道路	主要地方道	川越栗橋線	久喜市境～川島町境	埼玉県
第一次緊急輸送道路	国管理道路	国道 17 号上尾道路	桶川北本 IC～北本市境	国土交通省
第二次緊急輸送道路	一般県道	鴻巣桶川さいたま線	北本市境～上尾市境	埼玉県
第二次緊急輸送道路	市道	市道 20-2 号線	下日出谷東 3 丁目 3-5 地先～上日出谷南 2 丁目 37-6 地先	桶川市
第二次緊急輸送道路	市道	市道 1-4 号線	上日出谷南 2 丁目 38-9 地先～泉 2 丁目 346-5 地先	桶川市
第二次緊急輸送道路	市道	市道 1-3 号線	泉 1 丁目 341-1 地先～泉 1 丁目 336-5 地先	桶川市

2 市による緊急輸送道路の指定検討

市は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、市域の県指定緊急輸送道路と市の防災活動拠点（前記 第1 1「防災活動拠点の指定」参照）を結ぶ市道、また市の防災活動拠点同士を結ぶ市道を市の緊急輸送道路として指定することを検討し、拡幅等の必要な整備を推進する。

3 緊急輸送道路等の整備

(1) 道路の整備

市は、県指定緊急輸送道路については、道路管理者に拡幅等の整備を促進するよう要望するとともに、市道については「桶川市後退用地整備要綱」等に基づく狭あい道路の解消を、私道については「桶川市コミュニティ推進事業補助金交付要綱」等に基づく狭あいな私道の拡幅や整備を促進する。

(2) 道路障害物除去体制の構築

災害時に緊急輸送が迅速に実施できるよう、平常時から道路障害物を除去し交通を確保することについて、各道路管理者や桶川市建設業協会等と協力体制の構築に努める。

(3) 沿線地域の不燃化、耐震化

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするように努める。

(4) マンホールの耐震化

市は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

第5節 災害情報体制の整備計画 【企画調整課、安心安全課】

東日本大震災では、電話回線の途絶や、停電等により情報通信機器が使用できなくなるなどの被害が発生する一方、地震の影響を受けにくい衛星通信や、ツイッターなどインターネットを活用した新たなメディアが通信手段として大きな役割を果たした。

大規模災害時にも機能しうる通信体制を確保するため、多様な通信網の整備、耐震性、多ルート化等のハード面の整備はもとより、これらの設備を平常時から運用して通信業務に慣れさせるなどのソフト面の充実を図り、災害に強い情報通信ネットワークの構築を図る。

第1 通信設備の現況

電話やインターネットなど、災害時の通信手段として、現在、運用しているものは、次のとおりである。現在、携帯電話を含む加入電話が日常生活に広く普及しているが、災害時には、対県は、県消防防災行政無線が、職員相互間及び対市民は、市防災行政無線が、対消防団は、消防団無線が主要な通信手段となっている。

1 県など防災関係機関との通信手段

- (1) 県災害オペレーション支援システム
- (2) 県防災行政無線システム（地上系・衛星系）
- (3) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）
- (4) 総合行政ネットワーク（LGWAN）の電子メール機能
- (5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

2 職員相互間の通信手段

- (1) 市防災行政無線
 - ① 同報系無線（親局：1 局、子局：75 局、戸別受信機：36 局）
 - ② MCA 無線（基地局：2 局、車載型：15 台、携帯型：10 台）
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）

3 消防団と市との通信手段

- (1) 消防団無線設備：25 台
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）

4 市民と市との通信手段

- (1) 市防災行政無線
 - ① 同報系無線（親局：1 局、子局：75 局、戸別受信機：36 局）
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）
- (3) 防災情報メール
- (4) 災害時情報伝達システム

第2 情報通信設備の安全対策

災害時に災害オペレーション支援システム等が十分機能し活用できる状態に保つために、次のような安全対策を講ずるものとする。

1 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、停電時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保しておく。

2 地震動に対する備え

災害オペレーション支援システム等は、振動を緩和する免震床に設置するよう努める。また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。

3 通信回線のバックアップ化

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

4 整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

第3 情報収集伝達体制の整備

災害時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、情報収集伝達体制を整備し、様々なメディアを活用した通信体制を整備する。

1 情報収集体制の整備

市は、被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の選定、報告用紙の準備、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

また、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

2 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の収集、報告に当たる、災害情報の総括責任者を選任する。

3 衛星携帯電話の活用

一般の固定電話・携帯電話で輻輳が発生している時も、その影響を受けることなく通信できる衛星携帯電話の確保を図る。

4 市防災情報メールの活用

市防災情報メールは、市民の携帯電話・パソコンに緊急地震速報等の防災情報を発信するものとして活用されており、市民への一層の普及を働きかける。

5 市防災行政無線の整備

災害時の職員相互間、対市民の主要な情報通信施設である市防災行政無線（同報系・MCA 無線）の整備を進める。

6 SNS の活用

ツイッター、LINE、フェイスブックなどのインターネットを活用した情報収集を図るとともに、情報の真偽を確認することに努める。

7 市防災情報集約システムの活用

市防災情報集約システムにより、迅速に気象情報や河川情報などを収集し、適切な避難等の判断を行うために活用する。

8 市災害時情報伝達システムの活用

市災害時情報伝達システムにより、災害発生時に自主防災組織等に対して、地域住民の迅速な避難行動につなげるため、避難情報や避難所開設情報等を固定電話等に一齐に配信する。

9 Wi-Fi の整備促進

指定避難所を中心に、Wi-Fi によるインターネットアクセスが可能となるように、Wi-Fi 環境の整備を促進する。

第6節 避難予防対策 【安心安全課、保育課、学校支援課】

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者及び延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難予防対策を策定する。

第1 避難予防対策の策定

1 避難予防対策等の策定

災害時に迅速かつ的確な避難、また避難所への誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難予防対策を策定する。

避難予防対策作成上の留意事項

- (1) 避難等の指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ① 給水対策
 - ② 給食対策
 - ③ 毛布、寝具等の支給
 - ④ 衣料、日用必需品の支給
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難所の管理・運営に関する事項
 - ① 管理・運営体制の確立
 - ② 災害ボランティアの受入れ
 - ③ 避難収容中の秩序保持
 - ④ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ⑤ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - ⑥ 避難者に対する各種相談業務
- (6) 指定緊急避難場所等の整備に関する事項
 - ① 収容施設
 - ② 給水施設
 - ③ 情報伝達施設
- (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
① 市報、掲示板、パンフレット等の発行	① 市防災行政無線・広報車による周知
② 市民に対する巡回指導	② 避難誘導員による現地広報
③ 防災訓練等	③ 自主防災組織を通じた広報

2 風水害時の避難への準備

(1) 避難マニュアルの作成

市は洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 避難時の行動の周知

浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるものとするとともに、地域での安否確認など自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 避難とは「難」を避けることの周知

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

(4) 洪水等に対する市民の警戒避難体制の確立

- ① 市は、洪水予報河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。
- ② 洪水予報河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。
- ③ 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

第2 発災前の避難決定及び市民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。市は、東京管区気象台(熊谷地方気象台)など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、市民の避難に資する情報提供を実施するよう努める。

市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

第3 避難場所・避難所の整備

大規模災害が発生した場合、まず、落下物や延焼、浸水等の危険を回避するために、自主避難場所や指定緊急避難場所のオープンスペースに避難し、さらに雨風を避ける必要性や火災の延焼等のおそれがある場合、避難路を経由して広域避難場所や避難所へ避難する。

1 避難場所

(1) 自主避難場所

自主避難場所は、指定避難所又は指定緊急避難場所へ避難する前の中継地点で、市民が一定の地区単位で集団を形成し、一時的に避難して様子を見る場所であり、神社仏閣、地区内の公園又は空き地等を活用する。

(2) 指定緊急避難場所等

① 指定緊急避難場所（広域避難場所を含む）

指定緊急避難場所は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、市民の一時集合・待機場所として使用する場所で、小・中・高等学校の校庭や施設の開放部分等を主体に市が想定される災害の種類（地震・洪水、大規模な火事等）ごとに、22か所を指定している。

指定緊急避難場所の設置基準

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次のア～ウの条件を満たすこと
地震を対象とする避難場所については、次のア～オの全ての条件を満たすこと
ア 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。
イ 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること。
ウ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること。
エ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
オ 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。

② 広域避難場所の確保

「広域避難場所（平成16年国土交通省告示第767号の広域避難地）」は、市街地火災が延焼拡大し最悪の事態になったときに、輻射熱や煙・有毒ガスに対して、指定緊急避難場所にとどまることが困難な場合の避難場所として位置づけ、避難者が一時的に集合して延焼火災の様子を見る場所で、城山公園を活用している。

2 避難所

(1) 指定避難所

指定避難所は、住家を失った市民や帰宅できない市外からの来訪者等が一時的に生活を行う施設であり、学校、公民館などを活用し指定している。小・中・高等学校を主体に21か所を指定している。

指定避難所の設置基準

- ① 被災者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること。
- ② 情報の伝達を行いやすいこと。
- ③ 原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
- ④ 原則として、耐震性・耐火構造の公共建築物（学校、公民館等）等を指定すること。
- ⑤ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ⑥ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有している施設であること。
- ⑦ 発災後、速やかに開設し、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ⑧ 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊

急搬出入アクセスが確保されていること。

- ⑨ 二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。環境衛生上、問題のないこと。

(2) 福祉避難所

要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されている避難所として、福祉避難所を整備する。

福祉避難所には災対法第49条の7、同施行令第20条の6、同施行規則1条の9で定める指定福祉避難所と、災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定を締結している施設があり、このうち、指定福祉避難所は以下の基準に適合するものとして整備し、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨、その他市長が必要と認める事項を公示するものとする。

- ① 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。【災対法施行規則第1条の9第1号】
- ② 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。【災対法施行規則第1条の9第2号】
- ③ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。【災対法施行規則第1条の9第3号】

市における指定福祉避難所は、市域の東側に「老人福祉センター（総合福祉センター内）」を、また西側に「保健センター」の2か所を指定しており、さらに民間の福祉施設との協定締結を推進していく。

(3) 一時滞在施設

一時滞在施設は、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止した場合に、駅周辺に発生した滞留者が短期的に滞在する場所で、市民ホールを指定している。

一時滞在施設の設置基準

- ① 被災者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること。
- ② 情報の伝達を行いやすいこと。
- ③ 耐震性、耐火性に比較的優れていること。
- ④ 原則として公共建築物であること。
- ⑤ 駅に比較的近いこと。

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

3 避難所機能の整備

(1) 通信施設の確保

災害時優先電話の登録、インターネット環境(Wi-Fi 設備等)の充実、無線通信機器の整備等を行

い、災害時の通信施設の確保に努める。

(2) 食料等の備蓄

小学校を中心とするコミュニティレベルの地区活動拠点として、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(3) 施設のバリアフリー化

要配慮者等が利用しやすいトイレの配備、スロープ等の段差を解消するなど設備を整備する。

(4) プライバシー及び安全の確保

避難者のプライバシーや安全の確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮して避難所の生活環境を整備する。

(5) 福祉スペースの確保

指定避難所で要配慮者が生活するための専用スペースの確保に努める。

(6) 設備等の整備推進

小中学校等の避難所を中心に、計画的に防災備蓄倉庫、非常用自家発電機、冷暖房の空調設備等の整備を図る。

(7) 小・中学校内の既存プールの活用

既存の水泳プールについては、プールの水を災害時の消火用水、市民の生活用水として活用する。

4 避難所運営体制の整備

(1) 自主的な運営体制の確保

大規模災害発生の際には、多数の避難所が同時に開設されることから、その運営を市職員がすべて対応することは困難である。そこで、避難が長期化する場合は、避難者による自主運営を原則とし、市はそのために必要なマニュアル、資機材を整備し、市民による自主的な避難所運営委員会の組織化を支援する。

(2) 災害ボランティアの役割

避難所におけるボランティアは、避難所運営委員会の構成員として位置づけ、物資の搬入、炊き出し及び防火・防犯活動等避難所の管理運営の支援活動を行う。

5 市民への周知

市は、指定緊急避難場所、指定避難所について、避難誘導標識等を整備するとともに、次のことについて市民に周知を図るものとする。

(1) 市防災ガイドに示す指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所

(2) 避難の際の携行品

貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障をきたさない最小限度のものにすること。

(3) 避難とは「難」を避けることであること

指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと。

第4 防災上重要な施設の避難計画

学校等、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- 1 学校等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
- 2 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校等及び教育行政機関においては、避難場所の選定、収容施設の確保及び教育、給食の実施方法等
- 3 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- 4 高齢者、障害者及び児童の施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- 5 高層ビル、駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- 6 工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等

第5 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

1 防災体制の確立

(1) 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、桶川市立小中学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(2) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、市、県及び防災関係機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(3) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

(4) 防火管理

災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

① 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

② 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

2 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。

(1) 避難誘導の基本的な考え方

- ① 園児、児童生徒の生命の安全保持を第一とする。
- ② 園児、児童生徒の恐怖心を大きくしないように、避難誘導する者は的確な判断と毅然たる態度を保ち信頼を失わないようにする。
- ③ 平常時から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動がとれるようにする。

(2) 避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、1か所だけでなく、第2、第3の避難経路及び避難場所を確保する。
なお、避難場所は、市指定の避難場所に加えて次のことを検討の上、確保する。

- ① 危険物保有施設の近くでないこと。
- ② 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。
- ③ 建物が倒れても安全な広さがあること。
- ④ 傾斜地でないこと。
- ⑤ 埋立て地でないこと。
- ⑥ 高圧線などがいないこと。
- ⑦ 深い穴、河川、低地付近でないこと。

(3) 避難要領

災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

- ① 地震発生時は混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、第一震が止むと同時に次の退避措置をとる。
- ② 緊急事態の際は、学級又は学年が教師の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
- ③ 園児、児童生徒の掌握（人員点呼）、安全の確認をする。
- ④ 家庭への連絡と園児、児童生徒の引き渡しを確実にする。

第6 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのな
いよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置
を講ずるよう努めるものとする。

第7節 物資及び資機材等の備蓄計画

【安心安全課、健康増進課、桶川北本水道企業団】

大規模な災害が発生した直後の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

第1 備蓄の留意点

1 備蓄必要量の想定

県防災計画では、避難者用の食料備蓄数量として県と市それぞれに1.5日分以上、災害救助従事者用を県と市それぞれに3日分以上を課している。また、市民自らが行う備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標としている。避難者数は「埼玉県地震被害想定調査(平成24・25年度)」によると、市では最大10,870人（1日後）が想定されるので、必要備蓄数量は、避難者用が48,915食分、災害救助従事者用（令和4年7月現在の市職員数494名を参考とし、災害救助従事者数を500名とする。）が4,500食分となる。

そこで市では、食料備蓄の目標数量を53,500食分以上として計画の策定を行う。

2 既存施設の活用

防災備蓄物資は、地区活動拠点である小学校等の防災備蓄倉庫に備蓄しているが、同時に被災する危険性を回避するため、また速やかに避難者等に配布できるよう、備蓄拠点として既存の公共施設等を積極的に活用するなど分散備蓄に努める。

3 要配慮者、女性、乳幼児への配慮

食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者、女性及び乳幼児に配慮した品目を補充していく。

第2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄及び調達体制の整備

1 食料の備蓄及び調達体制の整備

(1) 食料の備蓄

① 基本事項

ア 実施主体

市、県、市民、市内事業者が行う。

イ 食料給与対象者

災害時の食料給与の対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

ウ 備蓄目標数量

備蓄数量は、市、県及び市民による備蓄を踏まえて、次のとおりに設定する。

（市民は、避難する際に食料を持ち出すものとする。）

図表 1-27 食料の備蓄目標数量

供給対象者	県	市	市民
避難者	1.5日分以上	1.5日分以上	3日分以上（推奨1週間分）
災害救助従事者	3日分以上	3日分以上	—
駅周辺帰宅困難者	1日分以上	—	—
		（合計 53,500 食分以上）	

エ 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものを備蓄し、可能な限り多様なニーズに対応するものとする。例示すると、次のとおりである。

主食品	アルファ化米、おかゆ、クッキー等
その他	保存水（ペットボトル）等

乳幼児や高齢者、障害者等の要配慮者の食事等には、特別の配慮が必要であるため、市は、口への入れやすさや日常生活に近い食事についても考慮し、食料の供給体制を整備する。また、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、県の支援を受け、アレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるように努める。

② 備蓄場所

市防災倉庫、地区活動拠点である小学校等の防災備蓄倉庫に備蓄している。今後も市内各地区の備蓄拠点の整備を検討する。

③ 食料の備蓄計画の策定

市は、備蓄すべき食料の数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておく。

④ 食料の備蓄

①の基本事項における避難する市民のために、市が県と合同で備蓄する数量は3日分であるが、東日本大震災のような大規模・広範囲の災害が発生した場合には、避難所等への物資の搬入・入手困難や市場流通の混乱も予想されるほか、避難所に避難しないで被災住宅に留まることも予測されることから、市民に対しては各々3日分以上（推奨1週間分）の居宅での備蓄を行い、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入するよう、市ホームページ、市報等を通じて啓発する。

(2) 食料の調達

市は、あらかじめ食料の備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

① 食料の調達計画の策定

市は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定する。

② 食料の調達体制の整備

市は、現在、東京都武蔵村山市、栃木県真岡市、群馬県安中市、茨城県那珂市、新潟県阿賀野市、山形県飯豊町や民間事業者と、食料等の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に相互応援協定締結市町等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町等と十分に協議しておくとともに、市内の食料生産者、農業協同組合、その他販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

また、県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は要請を待たずに食料の供給を行うため、市及び県は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

③ 食料の輸送体制の整備

ア 市は、現在、埼玉県トラック協会鴻巣支部や本田航空株式会社と、物資輸送に関する協定を締結している。

イ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平常時から協定締結機関と十分に協議しておくとともに、市内の食料生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

ウ 物資輸送拠点→物資集積拠点→地区活動拠点間の端末地輸送のための体制（輸送調整所の設置、取り扱い要員の配置、必要な資機材の準備、連絡手段の確保等）を整備する。

④ 食料集積地の指定

市は、災害時に市内食料販売業者等から調達した食料や他市町から搬送される食料を、物資集積拠点である桶川サン・アリーナに集積する。

2 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

(1) 生活必需品の備蓄

① 基本事項

ア 実施主体

原則として市が行い、県がそれを補完していくものとする。

イ 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資販売の混乱により、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

ウ 備蓄目標数量

市の最大避難人口 10,870 人に対して、最低限、次に示す数量を備蓄することを目標とする。

図表 1-28 生活必需品の備蓄目標数量

供給対象者	県	市	市民
避難者	1.5 日分以上	1.5 日分以上	3 日分以上（推奨 1 週間分）
駅周辺帰宅困難者	1 日分以上	—	—

エ 備蓄品目

市民の基本的な生活を確保する上で必要な次のような生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレなどの衛生用品、避難所生活を想定した物資等についても備蓄を図っていく。

なお、生理用品、女性用の衣類など女性に配慮した備蓄やミルク、おむつ、肌着など乳幼児に配慮した備蓄を進める。

備蓄品目の例

(ア) 寝具	(イ) 外衣	(ウ) はだ着	(エ) 身回り品	(オ) 炊事用品
(カ) 食器	(キ) 日用品	(ク) 光熱材料	(ケ) 簡易トイレ	
(コ) マンホールトイレ		(サ) 情報機器	(シ) 生理用品	
(ス) 要配慮者向け用品		(セ) マスク	(ソ) 消毒液	など

② 備蓄場所

市防災倉庫、地区活動拠点である小学校等の防災備蓄倉庫に備蓄している。今後も市内各地区の備蓄拠点の整備を検討する。

③ 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定する。

④ 生活必需品の備蓄

市は、③の生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

(2) 生活必需品の調達

市は、あらかじめ生活必需品の備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

① 生活必需品の調達計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

② 生活必需品の調達体制の整備

市は、現在、東京都武蔵村山市、栃木県真岡市、群馬県安中市、茨城県那珂市、新潟県阿賀野市、山形県飯豊町や民間事業者と、生活必需品の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に相互応援協定締結市町村等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町等と十分に協議するとともに、市内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

また、県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は要請を待たずに生活必需品等の供給を行うため、市及び県は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

③ 生活必需品の輸送体制の整備

ア 市は、現在、埼玉県トラック協会鴻巣支部や本田航空株式会社と、物資輸送に関する協定を

締結している。

イ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平常時から協定締結機関と十分に協議しておくとともに、市内の販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

ウ 物資輸送拠点→物資集積拠点→地区活動拠点間の端末地輸送のための体制（輸送調整所の設置、取り扱い要員の配置、必要な資機材の準備、連絡手段の確保等）を整備する。

④ 生活必需品集積所の指定

市は、災害時に市内販売業者等から調達した生活必需品や他市町から搬送される救援物資を、物資集積拠点である桶川サン・アリーナに集積する。

3 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

① 実施主体

原則として市及び桶川北本水道企業団が行い、県がそれを補完するものとする。

② 応急給水の対象

応急給水活動の対象は、上水道の給水が停止した断水世帯、避難所、緊急を要する病院等の医療機関とする。

③ 1日当たり目標水量

「埼玉県地震被害想定調査(平成24・25年度)」での市の最大断水人口は54,365人である。ただ、市域に直下型地震が発生した際には市内のほぼ全世帯が断水することも十分想定されるため、市の人口に相当する75,000人規模の応急給水体制の整備を図る。被災後の時間経過に伴って次の水量を目標とする。

図表 1-29 1日当たり目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に必要な最小な水量
災害発生から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

④ 品目

ア 給水タンク

イ ポリバケツ

ウ 非常用飲料水袋

エ その他

⑤ 備蓄場所

応急給水資機材は、市防災倉庫、地区活動拠点等の防災備蓄倉庫に備蓄しているが、今後とも桶川北本水道企業団と連携して必要な応急給水資機材を備蓄していく。

(2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

市は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、桶川北本水道企業団と連携して給水拠点の整備、応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定する。

(3) 応急給水資機材の備蓄

市及び桶川北本水道企業団は、(2)の応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(4) 応急給水資機材の調達体制の整備

市及び桶川北本水道企業団は、(2)の応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を求める。

(5) 給水タンク車による給水

桶川北本水道企業団は、近くに浄水場や給水所等がない地域においては、給水タンク車などで応急給水を行う。

(6) 検水体制の整備

市及び桶川北本水道企業団は、井戸、プール、防火水槽、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、災害時に水質検査を民間事業者等の協力を仰ぎながら実施する検水体制を整備する。

(7) 飲料水の調達体制の整備

市は、現在、東京都武蔵村山市、栃木県真岡市、群馬県安中市、茨城県那珂市、新潟県阿賀野市、山形県飯豊町や民間事業者と、飲料水の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に相互応援協定締結市町等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町等と十分に協議しておく。

(8) 市民による家庭内備蓄

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難となることが予想されることから、各家庭において、災害に備えて最低3日分以上(推奨1週間分)のペットボトル等の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等へのくみ置きや雨水を貯水するよう、市報、市ホームページ等を通じて啓発する。

特にペットボトル等の飲料水は普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入するよう、市ホームページ、市報等を通じて啓発する。

4 応援等の協定の締結状況等

市は、大規模災害に備え、食料、生活必需品、飲料水の供給に関して、応援等の協定を締結している。また、物資の輸送に関しても関係業者と応援等の協定を締結している。

大規模災害時に必要な物資等を調達し、また輸送ができるよう、応援等の協定締結市町・関係業者と防災訓練等を通じて応援要請方法の習熟、受入体制の確立等を図る。

また、今後とも必要な応援等の協定の締結を推進する。

資料編 ○応援協定等一覧

第3 防災用資機材の備蓄

1 基本事項

救助活動で使用する防災用資機材は発災直後に即時対応が可能な市が備蓄を行う。

(1) 実施主体

原則として市が行い、県が補完する。

(2) 目標数量

各指定避難所（指定福祉避難所含む）及び指定緊急避難場所（大規模な火事）の収容人員の計画値を目安とする。

(3) 品目

- ① 間仕切り
- ② 簡易トイレ、組立トイレ
- ③ 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- ④ 移送用具（リヤカー、担架等）
- ⑤ 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- ⑥ 発電機
- ⑦ 投光器

(4) 備蓄

救助活動で使用する防災用資機材は発災直後に使用できるよう分散されていることが望ましい。市では、防災備蓄倉庫に防災用資機材を備蓄している。自主防災組織や自治会についても更なる備蓄の推進を図る。

2 防災資機材等の備蓄計画の策定

市は、各指定避難所（指定福祉避難所含む）及び指定緊急避難場所（大規模な火事）の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定する。

3 防災資機材等の備蓄

市は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、また定期点検や防災訓練等を通じて災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

第4 医療品等の確保

市は、医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるとともに、市内の販売業者、桶川市薬剤師会等と連携し、ランニング備蓄の推進を図る。また、災害時に医薬品、医療資機材等を提供してくれるよう、市内の販売業者、桶川市薬剤師会との協力体制の整備に努める。必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

注) ランニング備蓄：医薬品等卸売業者との委託契約により、鎮痛剤、シップ剤、外皮用軟膏、感冒剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、脱脂綿、ガーゼ、包帯などを確保すること。

第5 石油類燃料の調達・確保

県は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平常時から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努めている。

市でも、災害時に確実に必要な石油類燃料を調達・確保できるよう、独自の災害協定の締結や県への協力依頼等、調達計画を策定する。

第6 物資調達・輸送に関する訓練の実施

市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

第8節 医療体制等の整備計画 【安心安全課、健康増進課】

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時から災害発生直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の搬送体制について整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

第1 初期医療体制の整備

1 初期医療体制の整備

市は、桶川北本伊奈地区医師会、埼玉県北足立歯科医師会、埼玉県中央広域消防本部及び市内の自主防災組織と協議し、事前に次の項目について計画を定めることとする。

(1) 救護所の設置

災害時は、地区活動拠点として指定されている7か所の小学校に救護所を設置する。災害の状況にあわせて救護所を増設するとともに、桶川北本伊奈地区医師会に対し、救護所への応援を依頼し、不足する場合は救護所への医療救護班の派遣を要請する。

市は、災害発生時に医療救護班の迅速な応援が得られるよう、平常時から桶川北本伊奈地区医師会等と協議を行っておく。

(2) 医療品等の確保

医療救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、医療機関、桶川市薬剤師会等の協力を得るとともに、市内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援できるよう、普通救命講習Ⅰ等の受講を啓発する。

第2 後方医療体制の整備

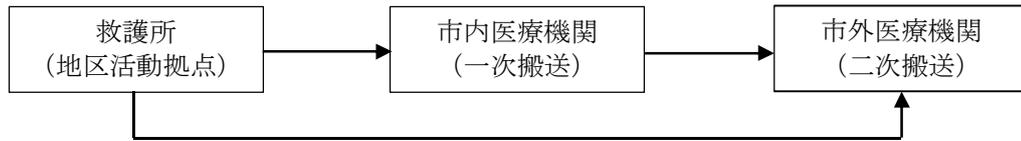
1 後方医療支援体制の確立

市は、救護所や市内医療機関では対応できない重症者等を受け入れる等の後方医療支援の体制について、県、関係医療機関との協議の上、確立を図る。

2 搬送体制の整備

救護所から市内医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外医療機関への搬送（二次搬送）について、市有車両、救急車やヘリコプター等を利用した搬送手段、輸送順位及び輸送経路を、埼玉県中央広域消防本部を中心に事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備を図る。

図表 1-30 後方医療機関への搬送の流れ



資料編 ○応援協定等一覧

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が発生した場合、医師及び看護師の不足並びに医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。このため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体と相互応援協定を締結しているが、引き続き県内外の他市町村と災害時における医療協力体制の整備を図る。

2 応援要請のための連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医療品及び医療資機材の調達等すべての医療救護面において、広域的な応援協力要請について連絡するための連絡網の整備を図る。

資料編 ○応援協定等一覧

第9節 水害予防計画 【道路河川課、下水道課】

市は、首都圏40kmにあつて、年々都市化が進むなか、保水・遊水機能を持つ田畑等の減少や、水田から畑への転換などで冠水被害を招いている状況がある。近年、記録的な豪雨により、市においても、水害の危険性は高まっている。カスリーン台風時のような荒川や利根川の堤防決壊は、河川改修が進んだ今日でも起こりうる。

過去の水害を教訓に、河川、下水道の整備に加え、調節池の設置、雨水流出抑制施設の普及、地盤沈下対策など、総合的な治水対策を推進する。

第1 河川改修事業の促進

江川、赤堀川、元荒川の早期改修を国及び県に要望していく。

高野戸川については、上流部は土地区画整理事業、民間開発等により急速に都市化が進行している。当面は、下流部の合流先である赤堀川の暫定計画との整合を図り、上流部の市街地は、雨水流出抑制施設等も組み入れた治水対策を行っていく。

石川川については、自然環境を生かした治水対策を行っていく。

第2 下水道の整備

市の下水道事業は、汚水、雨水分流方式により、汚水については、埼玉県荒川左岸北部流域下水道の関連都市として、昭和56年から供用を開始し、令和3年度末現在、処理開始面積は809.31ha、整備率は97.7%となっている。雨水については、内水の危険を排除するため、下水道（雨水排水）事業計画に従い、雨水管の整備を推進する。

また、芝川都市下水路については、暫定断面のため、今後、さいたま市、上尾市と連携し整備をする予定である。

今後、雨水管渠からの排水先となる一級河川江川等の河川改修事業と連携を図っていく。

第3 雨水流出抑制施設の整備

都市河川では、雨水が一度に低地や河川に集中するため、雨水を一時的に貯留し、河川の水位が下がったときに徐々に排出して流量を調節する機能が必要である。

市は、民間の開発等に関して適正な指導を実施し、雨水排水について流出を抑制する施設整備を誘導する。

第4 地盤沈下対策

地盤沈下は、地盤高の低下による低地の浸水危険性の増加、不等沈下による排水不良、土木構造物や建築物の基礎の耐久性劣化等の誘因となるものである。このため、広域的な地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制させる諸対策の実施に努める。

第5 市民の水防への関心の喚起

洪水ハザードマップなどを活用し、水害の履歴や、水防警報・洪水予報の内容、浸水想定区域の範囲などを周知し、市民の水防への関心を高め、被害の軽減を図る。

第6 重要水防箇所の監視

市は、平常時から、重要水防箇所等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な処置を求める。

第10節 竜巻等突風予防計画 【安心安全課】

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

2 竜巻対応マニュアルの作成

学校等における防災教育を通じ、竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育て、竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

また、竜巻発生時に園児や児童生徒の安全を確保するため、安全管理運用体制の充実を図る。

3 竜巻関係の気象情報について普及啓発

市は、熊谷地方気象台及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及啓発を行う。

第2 被害予防対策

竜巻等突風は発生予測が難しくどこでも発生可能性がある。市は、竜巻等突風による物理的被害を軽減させるために、公共施設や学校、公共機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策に努める。

第3 竜巻等突風対処体制の確立

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、竜巻注意報発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

第4 情報収集・伝達手段の整備

1 市民への伝達手段

市防災行政無線、防災情報メールなど使用可能なあらゆる手段を使用する。

2 目撃情報の活用

市や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

第5 適切な対処法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。県及び市は、ホームページや市報等で、対処法をわかりやすく掲示する。

竜巻から命を守るための対処法

- 1 頑丈な建物への避難
- 2 窓ガラスから離れる
- 3 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 4 避難時は飛来物に注意する

第11節 雪害予防計画 【道路河川課、安心安全課】

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

第1 道路交通の確保

市及び防災関係機関は、災害対応や流通の確保のため、優先的に除雪すべき箇所及びルートを選定して除雪優先順位を明確化した道路施設除雪計画を整備し、重要箇所の除雪に関する協力体制についても検討を行う。その際、除雪作業を依頼する可能性のある業者の除雪能力の把握にも努める。

また、降雪による交通規制の状況や除雪作業状況等を周知する体制の整備を図る。

通行止め実施時の迂回計画の策定を防災関係機関間で検討する。

第2 公共交通の確保

公共交通を確保するため、各交通機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための運転計画及び要員の確保等について検討する。

第3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、防災関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について検討する。

第4 その他

市及び防災関係機関は、大雪時の情報収集伝達体制や広報体制等について一般の災害時における予防対策に準じて検討する。

また、市は雪捨て場について、事前に候補地を検討しておく。

第12節 火災予防計画 【安心安全課、埼玉県央広域消防本部】

市は、埼玉県央広域消防本部と連携して、消防施設の整備・充実、消防団員の教養訓練等を実施して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期する。

第1 消防力の強化

1 消防組織の整備充実

(1) 常備消防力の強化

常備消防力は、3市による広域で、1本部、3消防署、6消防分署を有し、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。

これらの消防力を、災害発生時に最大限有効に活用するため、警防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。

(2) 消防団の強化

市消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。災害時に現有1消防団本部・10消防分団182名(令和4年4月1日現在)の消防団員が効果的に防災活動を行うよう、平常時から技能向上を図るべく教育訓練を実施する。

また、近年の社会環境の変化により、消防団員の減少は全国的な傾向であるが、市においても、市域外への通勤者が増えるなど団員確保に困難をきたしている。

このため、これらの確保策として、次の事項を推進する。

消防団員の確保策

- ① 団員の処遇改善
- ② 中核となる団員の育成、団員の資質向上の推進
- ③ 女性消防団員の加入促進
- ④ 消防団装備の機械化、軽量化

(3) 消防団分団間の応援体制の確立

荒川や利根川の堤防決壊、首都直下型地震など、大規模な災害のうち、市内での被災地域が局地限定的である場合は、消防力を被災地域に集中することが、迅速な応急対策のために効果的である。このため、こうした災害を想定し、分団間の応援体制の確立を図る。

2 消防施設等の整備充実

市は、消防力の現勢等を把握し、埼玉県央広域消防本部と連携して「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について年次計画を立て、その推進を図るものとする。特に、災害により消火栓が機能しない場合に備えて、計画的に防火水槽の増設を進めるとともに、河川等の自然水利の活用を図る。

また、同時多発火災や大規模救助活動に対処するためには、各種警報・災害情報の伝達及び出動し

た消防団への指令、災害現場における情報の収集等消防活動の迅速かつ的確を期するため、通信網を拡大強化して増強整備を図る。

資料編 ○消防用水利現有状況

3 点検整備計画

市は、災害発生時に消防活動が迅速に実施できるよう、平常時から消防機械器具等の点検整備、消防訓練等を実施する。

また、機械器具置場、資機材及び消防ポンプ自動車を計画的に更新整備していく。

4 応援協力体制の確立

大規模災害の発生に際して、市のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び防災関係機関等との間の協力体制を確立しておく。

特に、市と埼玉県央広域消防本部、県が連携して、「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の受入れ体制づくりに努める。

第2 火災発生原因の制御

1 防火・準防火地域の指定

市内では、駅西口地区の市民ホール・西口公園を含めた7.4haが防火地域、下日出谷東地区4.0ha及び加納原地区6.7haの計10.7haが準防火地域に指定されている。今後も、市街地における火災の危険を防除するため、比較的大規模な建築物が集合しているなど、火災危険率が高い市街地を中心に、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定に努める。

また、延焼防止空間や、避難場所、延焼遮断空間などの誘導・保全を図るために、防火性に配慮した地区計画等の指定に努める。

2 建築物の不燃化の促進

老朽度の著しい、又は構造上危険と判定される建築物については、年次計画により鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐火構造建物へ改築を図る。

3 防火管理者制度の効果的な運用

埼玉県央広域消防本部は、学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに、当該管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。

防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

4 査察指導の強化

埼玉県央広域消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な

立入検査を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう指導する。

特に、学校や事業所等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の危険性のある化学薬品の分離保管、引火性の化学薬品の火気器具からの分離保管、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

5 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物（消防法第8条の2。高さ31mを超える建物）、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

第3 市民・事業所の火災予防活動の展開

1 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及浸透させるため、市は埼玉県央広域消防本部、市消防団と連携・協力して、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

2 一般家庭に対する啓発

市報等を通じ、また埼玉県央広域消防本部と連携して、一般家庭に対し適切な住宅用火災警報器等及び消火器等の普及を図り、これらの器具の取扱い方を指導するとともに、風呂水のくみ置き等を奨励し、初期消火のための体制づくりを図る。

3 地震火災の知識の普及

地震時における出火要因として最も大きいものは、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。また、地震では、倒壊家屋や避難中の留守宅で、復旧した電気による過熱を出火原因とする火災も発生している。

こうした地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び市報等を通じて、次の事項等について、知識の普及を図る。

地震火災予防の知識

- (1) 地震時には、必ず火を消す。
- (2) 一般火気器具の周囲に可燃物を置かない。
- (3) 過熱防止機構、対震自動ガス遮断装置の付いた製品を利用する。
- (4) 灯油ストーブ等の対震自動消火装置は、タールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- (5) 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発を図る。

4 地域住民の初期消火力の強化

大規模災害発生時には消防力にも限界があり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神にたって、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かうための組織として、自治会等を単位とする自主防災組織を充実する必要がある。

このため、災害時に有効に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図り、市民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、埼玉県央広域消防本部及び市消防団と一体となった火災発生防止のための活動体制の確立を図る。

5 事業所の初期消火力の強化

災害発生時に事業所独自で行動できるよう、自衛消防組織の育成強化を図る。また、職場での従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から災害時における初期消火等について具体的な対策計画を作成させるとともに、防火管理者研究会等を通じて各種訓練を実施し、防災行動力の向上を図る。

6 地域住民と事業所の連携

地域住民と事業所と合同で、初期消火訓練や避難誘導等の防災訓練を実施し、また自主防災組織のリーダーと事業所の防災担当者と災害時における協働で実施する業務等について話し合う等、連携協力体制の確立を推進し、地域における防災力の強化充実を図る。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備する。

第13節 危険物等災害予防計画 【安心安全課、埼玉県央広域消防本部】

埼玉県央広域消防本部は、地震による危険物貯蔵取扱施設の災害を未然に防止するため、危険物貯蔵取扱施設、高圧ガス施設（液化石油ガス法対象施設に限る）に対して、消防法等に基づく立入検査を実施し、保安施設等の不備欠陥事項を改善させるとともに訓練の実施を指導し、自主保安体制の強化を図る。

第1 危険物施設

1 施設の現況

市内に所在する危険物施設は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○危険物施設一覧

2 災害予防対策

埼玉県央広域消防本部は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、危険物施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

(1) 消防法等の規定による指導・立入検査

- ① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ② 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 危険物取扱者制度の効果的な運用

- ① 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- ② 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ③ 法定講習会等の保安教育の受講を徹底させる。

(3) 施設、取扱いの安全管理

- ① 施設の管理に万全を期するため、危険物取扱者等の選任を指導する。
- ② 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成、遵守を指導する。

第2 高圧ガス施設（液化石油ガス法対象施設に限る）

高圧ガス施設は貯蔵、取扱うガスにより可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており、消防機関の活動も自ずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、県を中心に、市、埼玉県央広域消防本部も連携しながら、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

(1) 高圧ガス保安法の規定による検査・命令

- ① 高圧ガスの販売・貯蔵、移動及び消費等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- ② 警察署及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導に当たる。

(2) 保安講習等の実施

埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故事例を配布し、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

(3) 施設の安全管理

高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第14節 文化財災害予防計画 【文化財課】

国民共有の文化遺産である文化財を災害から保護するため、防災対策を推進するとともに、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めていくものとする。

第1 文化財の現況

市内において、防火防災を必要とする国、県及び市指定の文化財は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○指定文化財一覧

第2 文化財の災害予防対策

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の収蔵・保管体制の整備

市は、文化財の収蔵・保管体制の徹底を図るため、埼玉県央広域消防本部と連携して、次の事項の指導等を行う。

- (1) 文化財防災への普及徹底のための啓発・教育活動
- (2) 保管施設の立地環境及び構造の調査（文化財の位置と危険箇所等の調査）
- (3) 収蔵・保管施設の耐震・免震化
- (4) 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

3 防火体制の整備

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項の指導等を行う。

- (1) 防火管理体制の整備
- (2) 文化財に対する環境の整備
- (3) 火気使用の制限
- (4) 火気への厳重警戒、早期発見及び発生時の迅速な対応
- (5) 自衛消防組織体制の整備
- (6) 防災訓練の定期的実施
- (7) 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化
- (8) 消防設備（消火器、放水銃、スプリンクラー、防火水槽、消防用水等）の整備強化
- (9) 避雷設備の整備、耐火構造（防火壁、防火扉、通路等）への転換、整備
- (10) 文化財に対する防火思想の普及のための広報活動
- (11) 所有者に対する啓発
- (12) 管理保護についての助言と指導
- (13) 防火施設に対する助成

4 災害発生時の緊急的保護体制づくり

市は、災害発生時に迅速な対応ができるよう、平常時から次の措置を行う。

- (1) 文化財所蔵・保有者との連絡網の整備
- (2) 防災関係機関との連絡網の整備
- (3) 隣接する地方公共団体との支援体制づくり

第15節 農作物被害予防計画 【農政課】

各種災害（風水害、凍霜害、雪害）による農作物等の被害の減少を図り、農家経営の安定を図るため、指導体制の確立に努める。

第1 凍霜害等の予防対策

1 市の措置

- (1) 市は、県防災行政無線システム等により霜注意報など各種注・警報等の伝達があった場合に、さいたま農業協同組合等関係団体及び関係農家に適切に連絡できるよう、伝達体制を確保する。
また、気象庁発表の長期・短期予報等により、予想される被害の防除技術については、県及びさいたま農業協同組合と連絡を密にし指導・推進する。
- (2) 市は、各種災害が発生した場合に、被害の実態を迅速に把握できるよう、県及びさいたま農業協同組合との協力体制の確立に努めるとともに、各専門項目について関係農家に技術的対策の周知・指導ができるよう、防災関係機関との協力体制の確立を図る。

2 さいたま農業協同組合の措置

さいたま農業協同組合は、市と一体となって次の事項を行う。

- (1) 凍霜害の防除技術の普及を図るとともに、農作物等に被害が発生した場合に、迅速に被害の実態を把握し、また必要な対策が実施できるよう、実態把握体制の確立を図る。
- (2) 熊谷地方気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するように努めるとともに、当該農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。
なお、気象庁の発表する予報は、テレビ、ラジオのほか、テレホンサービス（177番）によっても把握できるため、被害発生のおそれがある気象状況の場合にはテレホンサービス（177番）を活用することを関係農家に対して周知を図る。

第2 営農基盤の防災力の強化

農地の冠水を防御するため、排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による流出量の悪化並びに排水能力の低下等に伴う冠水被害の増加を考慮し、ほ場整備事業並びに河川の改良、改修により排水能力の拡大を図る。

第16節 道路災害予防計画 【都市整備部関係課】

地震や水害その他の理由により道路の亀裂、橋梁の落下、擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

第1 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

2 道路施設等の整備

(1) 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努める。

- ① 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ② 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ③ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ④ 他の道路管理者と連携し、又は働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

(2) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

第2 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から他の道路管理者や警察署、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

2 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、市防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、本章 第5節「災害情報体制の整備計画」に準ずる。

第3 災害応急体制の整備

1 職員の体制の整備

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

2 防災関係機関との連携体制

市は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ防災関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平常時から防災関係機関との連携を強化しておく。

第4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市は他の道路管理者と連携して、本章 第4節「防災活動拠点等整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市は、発災時における道路管理体制の整備に努める。

第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等防災関係機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成しておく。

第17節 防災都市づくり計画 【都市整備部関係課、安心安全課】

大規模災害による被害を最小限にとどめるため、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える避難場所、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめとする都市の防災構造化を推進し、市国土強靱化地域計画に即した災害に強い都市づくりに努める。

第1 防災都市づくりの基本

市民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、計画的な市街地の整備を推進していく。

また、防災都市づくりは、市街地整備などのハード施策とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりなどのソフト施策が重要である。

このため、市は、各地区で組織されている自主防災組織の育成・強化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。

防災都市づくりの基本的考え方

- 1 市街地の実情に応じた都市防災計画を策定し、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。
防災都市づくり計画は、主に災害予防のための都市づくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するための都市づくりも視野に入れた計画を検討する。
- 2 防災面から見て、市街地の特性にあった整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- 3 震災等の広域災害に対しては、避難場所の確保や避難路の整備等について、近隣市町と連携した対応を図る。
- 4 高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与する都市づくりを行う。
- 5 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、市民に親しまれ、災害時には、活動しやすい都市空間の整備を図る。
- 6 市庁舎の軽油による自家発電設備に加え、太陽光発電設備等の複数の電源装置から電力供給が行えるよう電源の多重化や分散化に向けた基盤の整備を行う。

第2 オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペースを確保する。

1 公園の整備

都市公園は、市街地において緑のオープンスペースとして、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時には延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を有している。

このため、植樹等の必要な整備を図るとともに、地域の中核的な防災活動拠点となる都市公園については、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

2 緑地・農地の保全

都市近郊の緑地及び市街化区域内農地は、大規模火災発生時における延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設の活用など重要な役割が期待されるため、保全等を促進していく。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

3 道路の整備

災害時において道路は、市民の避難路、緊急物資の輸送ルート、救援・救護、消防活動等とともに、火災の延焼防止を果たすなど重要な防災機能を有している。

このため、「桶川市後退用地整備要綱」や「桶川市コミュニティ推進事業補助金制度」を活用して狭い道路の拡幅事業を推進するとともに、生活道路のブロック塀の生垣化や行き止まり道路の解消に努め、避難路の安全化を図る。

また、県及び一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

4 延焼遮断空間の整備・地区骨格道路の整備

延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路の整備を図る。また、延焼遮断空間で囲まれた地区において、都市計画道路の早期完成を促進して、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる地区骨格道路の整備を図る。

第3 風水害に強い都市づくり

市の気象条件、地勢地質土地利用の現状等を考慮して、風水害に強いまちづくりを行う。

1 治水対策

(1) 河川の改修

河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸などを行う。

(2) 調節池の建設

洪水をすべて河道に集めるのではなく、調節池により流量の軽減を図る。

(3) 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

① 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長へ通知される。

現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりである。

図表 1-31 指定・公表されている洪水浸水想定区域

国管理河川	利根川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、烏川、神流川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川
県管理河川	綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川、小山川、福川、女堀川、唐沢川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川
他県管理河川 (群馬県)	石田川、谷田川、利根川、広瀬川、早川

これ以外の河川についても、市庁舎等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報が提供される。

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

② 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市長は、洪水浸水想定区域等の事項を市民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した市防災ガイド（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

③ 洪水ハザードマップの作成

市は、想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する市民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成しなければならない。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努めるものとする。

(4) 内水対策

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から市民の生命や財産を守るため、下水道等の整備を推進し、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

2 道路橋梁の維持補修

水害による道路又は橋梁の被災状況には、道路決壊、道路埋塞、路面流失の直接災と、冠水により交通不能となる間接災がある。

現在施工している道路整備事業は、自動車交通量の増加に伴う改良整備と、上記直接災に対する予防措置ともいえる。間接災の予防については河川の氾濫防止のための整備が基本である。

(1) 道路の維持補修

市管理道路の実延長は437.8km（令和3年4月1日時点）で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。

(2) 橋梁の維持補修

市管理橋梁総数66橋（令和3年4月1日時点）で、必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期している。

第4 地震に強い都市づくり

1 一般建築物の耐震化の促進

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

(1) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定

避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域など、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、当該区域における次の(2)以降の耐震化対策を積極的に進めていく。

(2) 木造建築物の耐震化の推進

市は、昭和56年5月31日以前の一定の条件を満たした木造建築物を対象に、「桶川市既存木造住宅耐震化事業（補助制度）」を実施している。

市報等を通じて当該事業の周知を図り、既存木造住宅の耐震化を推進し、震災に強いまちづくりを形成する。

(3) 耐震化に特に配慮すべき施設

市は、駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

(4) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応じるため、市で行っている無料の簡易耐震診断をはじめ、県及び建築関連団体と協力し、相談窓口を設置する。

(5) 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布等を通じ、市民への知識の普及・啓発に努める。

2 窓ガラス等の落下物防止対策

市は、地震発生時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下物による危険を防止するため、必要により県に対して次の対策を実施するよう依頼する。

(1) 落下物防止対策の実施

駅前周辺等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査

の実施を指導し、その結果の報告を求める。

(2) 落下物防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(3) 改修等の指導

調査結果の報告に基づき、落下物発生のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

3 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、県と連携し、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(1) 市街地内のブロック塀の実態調査

市は、県と連携して避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査等を実施し、倒壊危険箇所の把握を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

市は、県と連携してそれぞれが管理する道路沿道のブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(3) ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

市は、ブロック塀を設置している市民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(1)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては、改修及び生け垣化等を奨励する。

また、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

(4) 発災時に閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化対策

緊急輸送道路、避難場所、防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊により、道路を閉塞するおそれのある建築物の対策を講じる。

① 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化を促進する。

② 避難場所、防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊により、道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を促進する。

4 空き家対策

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う。

5 自動販売機の転倒防止対策

(1) 市は、県と連携し、市が管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

(2) 市は、県と連携し、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

6 エレベーターにおける閉じ込め防止対策

市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、飲料水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

第5 土砂災害の予防

1 土砂災害危険箇所の把握

市は、市域の大半がほぼ平坦な台地となっているため、市内に、土砂災害警戒区域、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害危険箇所として指定された地域はない。しかし、市は、市内の巡視等により、これらの危険区域の条件に満たない地域であっても、土砂災害の危険性があると考えられる地域の把握に努める。

2 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合、避難指示と同様に、防災関係機関及び市民に、その内容を周知する。

第18節 要配慮者安全確保計画

【安心安全課、高齢介護課、障害福祉課、子ども未来課、社会福祉課】

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、障害者など災害対応能力の弱い者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人などが災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢社会、国際化社会の到来に対応し、要配慮者の防災対策を推進する。

第1 要配慮者等に係る定義

1 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。「その他の特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等が想定される。

2 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

3 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員、桶川市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に関わる関係者。

第2 在宅の避難行動要支援者対策

1 要配慮者の実態把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報と、桶川市社会福祉協議会、自主防災組織又は自治会等が把握している情報を集約する。難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

なお、把握に当たっては、要配慮者等のプライバシーには十分に配慮する。

2 避難行動要支援者の範囲の設定

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

市では、避難行動要支援者の範囲を、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方と定める。

- (1) 要介護3以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみ

で該当する者は除く)

- (3) 療育手帳④、Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) その他希望者の方(市長が支援の必要があると認めた方)

3 避難行動要支援者名簿の作成

市では、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。避難行動要支援者名簿には、次の項目を記載する。

避難行動要支援者名簿の記載事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前項各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

留意事項

- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治会等の地縁組織、桶川市社会福祉協議会、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- (2) 避難行動要支援者名簿については、死亡、転出入、要件の変化等により対象者に変更があるため、随時又は定期的に精査することが必要である。
- (3) 災害規模によっては、停電等で市の機能が著しく低下することが考えられることから、電子媒体での管理に加え、紙媒体での保管も並行して行う。
- (4) 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査する。

4 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

5 避難行動要支援者名簿の事前提供

市は、避難行動要支援者の同意を得て、同意を得られた避難行動要支援者に関する情報に限り、平

常時から避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、桶川市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等）へ名簿情報を提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、市は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、避難支援等関係者への情報提供の同意について、避難行動要支援者等に働きかける。

6 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、市は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

7 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、別途定める要綱に従って避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り、提供する。
- (2) 災対法により、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを説明する。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所への保管など、厳重な管理を行うよう指導する。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 提供した避難行動要支援者の名簿の取り扱い状況について、定期的な報告を求める。
- (7) 避難行動要支援者名簿の名簿情報を最新の状態に更新するなどして、提供した避難行動要支援者名簿の差し替えを行う際には、提供した避難行動要支援者名簿を遅滞なく返却するよう求める。なお、避難支援等関係者に該当しなくなり、避難行動要支援者名簿の提供を受けることが非該当となった場合も同様とする。
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、名簿の適切な情報管理を図ることを目的とした個人情報の取り扱いに関する研修を実施するよう努める。

8 個別避難計画の作成

- (1) 防災担当部局である環境経済部と福祉・医療担当部局である福祉部及び健康推進部は、避難行動要支援者名簿の作成等を通じて情報の共有化を図るとともに、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。
- (2) 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。
- (3) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画と

の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

9 要配慮者に配慮した都市づくりの推進

市は、県と連携して路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備を推進するとともに、車椅子使用者にも支障のない避難場所・避難所出入口付近等のスロープ化、障害者用トイレの設置、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置など要配慮者に考慮した防災基盤整備を促進する。

10 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

11 避難誘導體制の整備

避難訓練や自主防災組織の育成を通じ、地域住民等の協力を得て避難行動要支援者の支援員等を確保するなど、地域ぐるみの避難誘導體制の整備を図る。

12 防災教育及び訓練の実施

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、市報、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対して要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

13 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制を確立する。

(2) 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

(3) 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障害者等に対し、地域団体や見守りネットワーク協力事業者との連携により情報共有等に努める。

14 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやFAXの設置、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所で

の良好な生活環境の整備を図る。

15 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備

多数の被災者が避難する避難所では、高齢者や障害者などの特別の配慮や援助を必要とする要配慮者は、生活スペースの確保や救援物資の受取り等においても困難な状況におかれやすい。

このため、市は、社会福祉施設への緊急一時受け入れに備え、次の施設を福祉避難所として指定している。福祉避難所として活用できるよう、必要な設備の整備、またホームヘルパー等の支援要員の確保等を推進していく。

図表 1-32 指定福祉避難所

施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター	桶川市末広 2-8-29 (総合福祉センター内)	728-1122
保健センター	桶川市鴨川 1-4-1	786-1855

(2) 福祉避難所の備蓄品等の整備

福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

(3) 福祉避難所の充実

介護老人福祉施設など、民間の社会福祉施設では、専門職員が介護や福祉のサービスを実施している。災害時には、利用者の安全確保、生活支援が最も重要であるが、物資・機材、人材が整っているため、災害時に有効に機能すると考えられる。このため、協定の締結等により民間の社会福祉施設との連携を推進する。

16 相談体制の確立

市は、災害時に被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育、女性特有の問題等）に的確に対応できるよう、平常時から支援体制を整備する。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

また、女性が相談しやすい環境を整備するため、女性職員の確保に努める。

第3 社会福祉施設入所者等の対策

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」ととどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は県の協力を得てこれを指導する。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

3 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

さらに、浸水想定区域内にある施設の施設管理者は、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長へ報告、公表する。

また、計画に基づき、施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練を実施するとともに、自衛水防組織の設置に努める。

4 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合に、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が相互に応援したりするなど、近隣の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

市は、施設管理者が行う災害時における他施設からの避難者の受入体制の整備について支援する。

5 被災した在宅の要配慮者受入体制の整備

(1) 施設管理者は、災害時、避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(2) 市は、要配慮者を受け入れるための必要な体制の整備を支援するとともに、新たな協定締結施設の追加に努める。

6 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、災害に備えて次に示す物資等を備蓄し、市はこれを指導する。

(1) 非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（3日分以上）

(2) ペットボトル等の飲料水（3日分以上）

(3) 常備薬（3日分以上）

(4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）

(5) 照明器具

(6) 熱源（冷暖房器具）

(7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

(8) 生理用品

(9) マスク、消毒液等

7 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識等を普及・啓発するための講習会等を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」等について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、市はこれを促進する。

特に災害時の要配慮者の受け入れのための協定を締結している施設は、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受け入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。

8 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、生活の安定について協力が得られるよう、日頃から地域の自治会、自主防災組織等との連携を図る。

また、災害時に災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市及び桶川市社会福祉協議会との連携を図る。

9 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修及び不燃化を行う。

10 情報伝達体制の整備

市は社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

第4 外国人への対策

1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

市は、指定避難所や避難道路の表示等、災害に関する案内板について、多様な言語の表示やピクトグラムの活用等により、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

3 防災知識の普及・啓発

市は、外国人に対して多言語化した防災に関するパンフレットやハザードマップ等を作成、配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、市報や市ホームページ等の広報媒体を活用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

4 防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、災害時に対応できる通訳や語学ボランティアなどの確保を図る。加えて、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第19節 帰宅困難者対策 【安心安全課、自治振興課、学校支援課】

本市においても、公共交通機関の運行停止等により帰宅困難者の発生が予測される。

このため東京都内など遠方に通勤・通学している市民、市外から市内に通勤・通学している人に対して、平常時から帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発する。

第1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩帰宅しようとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者を「帰宅困難者」という。

第2 帰宅困難者数の想定

内閣府の首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が実施した調査結果（平成24年9月10日）によると、東日本大震災では、東京都で約352万人、神奈川県で約67万人、千葉県で約52万人、埼玉県で約33万人、茨城県南部で約10万人、首都圏で合計515万人が当日自宅に帰れない帰宅困難者となった。

「埼玉県地震被害想定調査(平成24・25年度)」による市内で発生する帰宅困難者は、最大で4,234人（関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）、平日12時）と推計されている。

なお、令和2年国勢調査によると、他市区町村で従業・通学している市民は26,631人で、内訳は、鉄道利用者が13,367人、鉄道を利用しない市民（車等の利用者）が13,264人である。また、市外から市に通勤、通学している人は14,287人で、内訳は、鉄道利用者が2,375人、鉄道を利用しない車等の利用者が11,912人である。

第3 帰宅困難者支援体制の強化

帰宅困難になった場合の対処方法等について、平常時から市民に対して市報等により啓発するとともに、帰宅困難者支援体制の強化を図る。

1 市民への啓発

「自らの身の安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認を啓発する。また、県防災情報メール、市防災情報メール、各携帯事業者による「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板」等の利用促進を図る。

2 事業所等への啓発

事業所等に対し、発災時に従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制するよう啓発する。また、従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備を啓発する。また、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、従業員等と同様な対応が取れるよう対策の検討を啓発する。

3 学校等での支援体制の強化

学校等は、発災時に児童生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童生徒等の引き取りが困難な場合や、児童生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校等と保護者との連絡方法についてあらかじめ定める。

4 一時滞在施設の確保

JR 高崎線の運行停止による桶川駅周辺の滞留者の発生を想定し、市民ホールを市外から市に通勤、通学している人等の一時滞在施設に位置づける。

一時滞在施設には、飲料水、食料、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

また市は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

5 公共交通機関等との連絡体制の確立

公共交通機関、周辺事業者、県、警察署等の防災関係機関と、平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連絡体制を構築する。市では、東日本旅客鉄道株式会社桶川駅と地震災害時における帰宅困難者対応に関する相互協力協定を締結している。

6 訓練の実施

帰宅困難者対応訓練を定期的に行い、市民への啓発を行う。また隣接市町、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図る。

第20節 被災者支援体制確保計画 【建築課、安心安全課、税務課】

災害発生時に、被災した市民が可能な限り速やかに日常の生活を取り戻せるよう、被災者支援を行うための体制を整備する。

第1 危険度判定体制の整備

市は、災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うため、判定可能な職員の育成等を図る。

また、被害が甚大で市の対応能力を超える場合に備えて、県や防災関係機関への支援要請方法についてもあらかじめ検討しておく。

特に、被災建築物の応急危険度判定については、建築物の二次災害の防止のため、また防災上重要な建築物の利用の可否等について、応急的な判定が速やかに実施できるよう、市は、「桶川市被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき実施する。

第2 被災者台帳作成体制の整備

市は、災害が発生した場合、被災者の効率的な支援のために、被災者の被害程度や支援の実施記録等を一元管理する被災者台帳を作成する。

被災者台帳の記載・記録内容

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施の状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8 その他（内閣府令で定める事項）

第3 罹災証明書等発行体制の整備

市は、多数の被災者が発生した場合でも速やかに罹災証明書等を発行する。

第4 被災者支援業務の共通化

市及び県は、大規模災害時に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

第21節 原子力災害予防計画 【安心安全課、環境対策推進課】

福島第一原子力発電所事故を教訓に、放射性物質等の知識の普及に努めるとともに、情報収集、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動方針の検討など、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。

第1 放射能に関する適切な知識の普及

市は、市民等に対して放射性物質についての適切な知識の理解、普及のため、防災関係機関と連携しながら、下記の内容の啓発行動を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力災害とその特殊性に関すること。
- 3 放射線防護に関すること。
- 4 県等が講じる対策の内容に関すること。
- 5 屋内退避、避難に関すること。
- 6 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

第2 モニタリング体制の充実

防災関係機関と連携しながら、福島第一原子力発電所事故の応急対策として実施している校庭、浄水場発生土、下水汚泥焼却灰、飲料水、給食、農産物等の放射性物質測定を継続実施するとともに、外部被ばく、内部被ばくの測定体制を整備し、今後の万一の原子力災害発生時に、迅速・的確に応急対策が行える体制づくりを進める。

